

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんししん
川崎市多文化共生社会推進指針

— とも い ちいきしゃかい
共に生きる地域社会をめざして —

かいていばん
< 改定版 >

2024 (れいわ ねん がつ)
令和6年3月

かわ さき し
川 崎 市

はじめに



川崎市は、外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民代表者会議の設置などの様々な外国人市民施策に取り組んでまいりました。そして、2005（平成17）年3月には、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会を実現するため、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、これまで2008（平成20）年3月及び2015（平成27）年10月に、各施策の具体的推進内容等について見直しを行い、施策を進めてまいりました。

国においては、外国人の受入れや共生のための取組が本格化し、総合的対応策が決定されるなど外国人市民を取り巻く環境が変化しており、本市においても川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定などの施策が進展していることから、このたび3度目となる改定をいたしました。

2024（令和6）年7月に市制100周年を迎える本市は、多様性のまちとして発展してきた歴史があります。次の100年に向けて多様性の価値をより一層大切に、今後も、本指針に基づき、人権を尊重し、共に生きる多文化共生社会の実現に向けて、施策を推進してまいりますので、市民と事業者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

本指針の改定に当たりましては、御助言いただいた川崎市多文化共生社会推進協議会をはじめ、貴重な御意見をいただいた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

2024（令和6）年3月

川崎市 市長

福田 紀彦
(ふくだのりひこ)

目

次

I 指針の趣旨

1 「多文化共生社会」の実現に向けて	1
2 本市の外国人市民の状況と施策の推移	
(1) 外国人市民の状況	3
(2) 外国人市民に関わる施策の推移	5
3 施策の推進体制	
(1) 附属機関	8
(2) 市内推進体制	8
4 指針の改定について	9
5 指針の基本的な考え方	
(1) 基本目標	11
(2) 基本理念	11
(3) 施策推進の基本方向	12

II 施策の具体的推進内容

1 行政サービスの充実	
(1) 行政サービスの提供	14
(2) 情報提供・相談窓口	15
(3) 年金制度	16
(4) 保健・医療	16
(5) 福祉	17
(6) 住宅	18
(7) 防災	18
2 多文化共生教育の推進	
(1) 就学の保障と学習支援	20

(2) 違いを認め合う教育	21
(3) 地域における学習支援	22
(4) 家庭へのサポート	23
3 社会参加の促進	
(1) 市政参加	24
(2) 地域における外国人市民等の活動	25
4 共生社会の形成	
(1) 市民への意識啓発	26
(2) 市職員等の意識改革	26
(3) 市職員の採用	27
(4) 事業者への啓発	27
(5) 国際交流センターの活用	28
(6) 地域における多文化共生社会の形成	28

5 施策の推進体制の整備	
(1) 行政組織の充実	29
(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携	30
(3) 国等への働きかけ	30

参 考 資 料

1 指針策定の経過	33
2 施策の推進に関わる有識者会議等	34
3 外国人市民施策に関わる条例等	37
4 本市の外国人住民人口	56
5 川崎市外国人市民意識実態調査結果(抜粋)	59
6 用語解説(五十音順)	64

I 指針の趣旨

1 「多文化共生社会」の実現に向けて

本市は、1924（大正13）年に市制を施行したときは約5万人であった人口が、現在は154万人を超えており、日本各地をはじめ、様々な国・地域から多くの人々が移り住み、多様な文化が交流する中で、多様性のまちとして発展してきました。

外国人市民代表者会議条例の制定など、本市は、外国人市民施策を早くから推進してきました。2005（平成17）年に外国人市民施策の基本理念となる基本方針として多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方と具体的な推進内容を示す「川崎市多文化共生社会推進指針」を国に先駆けて策定し、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

国においては、2018（平成30）年の出入国管理及び難民認定法¹の改正により、新たな在留資格として「特定技能^{*}」が創設され、併せて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策^{*}」が決定されるなど、国の施策としても外国人の受入れ、共生のための取組が本格化しています。

また、この間、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年までに達成すべき17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（SDGs）^{*}」が国連総会において採択されましたが、あらゆる人々が活躍できる社会の実現に向けた取組が進められており、多文化共生社会の実現は、SDGsの理念とも合致しています。

¹ 「^{*}」印を付した言葉は、64ページからの参考資料「6 用語解説」に掲載しています。

しんがたころなういるすかんせんしょうかくたい えいきょう げんしょう がいこくじんじゅうみんじんこう ほんし
新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した外国人住民人口は、本市にお
いても再び増加傾向にあり、在留資格の多様化とともに、家族を伴う形での
ていちゃく ていじゅう けいこう み でじたるか きゅうそく
定着・定住といった傾向も見られるようになっていきます。また、デジタル化の急速
な進展などを含め、多文化共生施策を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、
ちいきとくせい おう たようせい い もと
地域特性に応じた多様性を生かしたまちづくりが求められています。

ほんし つ かさ とりくみ すす こんご たようせい
本市は、これまで積み重ねてきた取組をさらに進めるとともに、今後も多様性の
かち たいせつ ぽてんしゃる い しみん たぶんかきょうせいしゃかい になて
価値を大切に、そのポテンシャルを生かし、すべての市民が多文化共生社会の担い手
として、個々の能力が発揮でき、誰もが住みやすい魅力あるまちをめざしていきた
いと かんが
いと 考えています。

がいこくじんしみん 【外国人市民】

ほんし がいこくせき じゅうみん ちいきしゃかい こうせい いちいん かんが
本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と 考え、1996
(へいせい ねん かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ じょうれい せいてい がいこくじんしみん
(平成8)年の川崎市外国人市民代表者会議* 条例の制定から「外国人市民」という
ことば しよう
言葉を使用しています。

ほんししん がいこくせき じゅうみん にほんこくせき がいこく
さらに、本指針では外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につな
りのある人 (ひと こくさいけつこん う ひと ちゅうごくきこくしゃ にほんこくせき しゅとく ひととう
(国際結婚により生まれた人、中国帰国者*、日本国籍を取得した人等)
も視野に入れて使用しています。

2 本市の外国人市民の状況と施策の推移

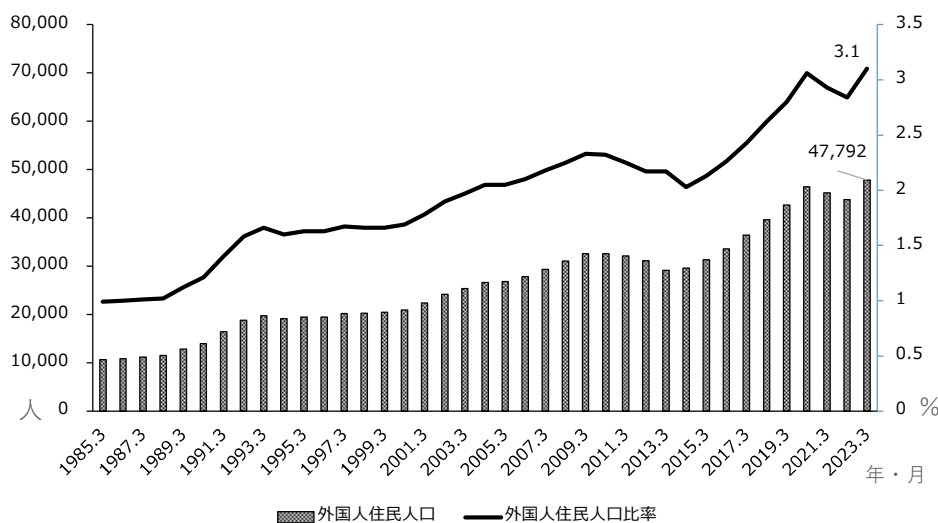
(1) 外国人市民の状況

本市の外国人住民人口(※)は、2023(令和5)年12月末日現在50,794人で、全市民に占める割合は3.29%となっています。また、その出身国や来日の理由も年々多様化しており、国籍・地域数は145となっています。

本市の外国人市民は、1980年代に入るまでその多くが歴史的経緯により特別永住資格*を有する在日韓国・朝鮮籍の方で占められていました。その後、グローバル化の進展に伴い国境を越えた人の移動が活発になる中で、1990(平成2)年の出入国管理及び難民認定法*の改正等もあり、様々な国・地域から在留資格も多様な人々が来日し、市内全域にわたって居住するようになってきました。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍を持つ人々の中にも多様な文化的背景を持つ外国につながる人々が増えています。

(※)外国人住民人口：住民基本台帳における外国籍の住民登録者数(日本国籍を持つ外国人市民は含まれていません。)

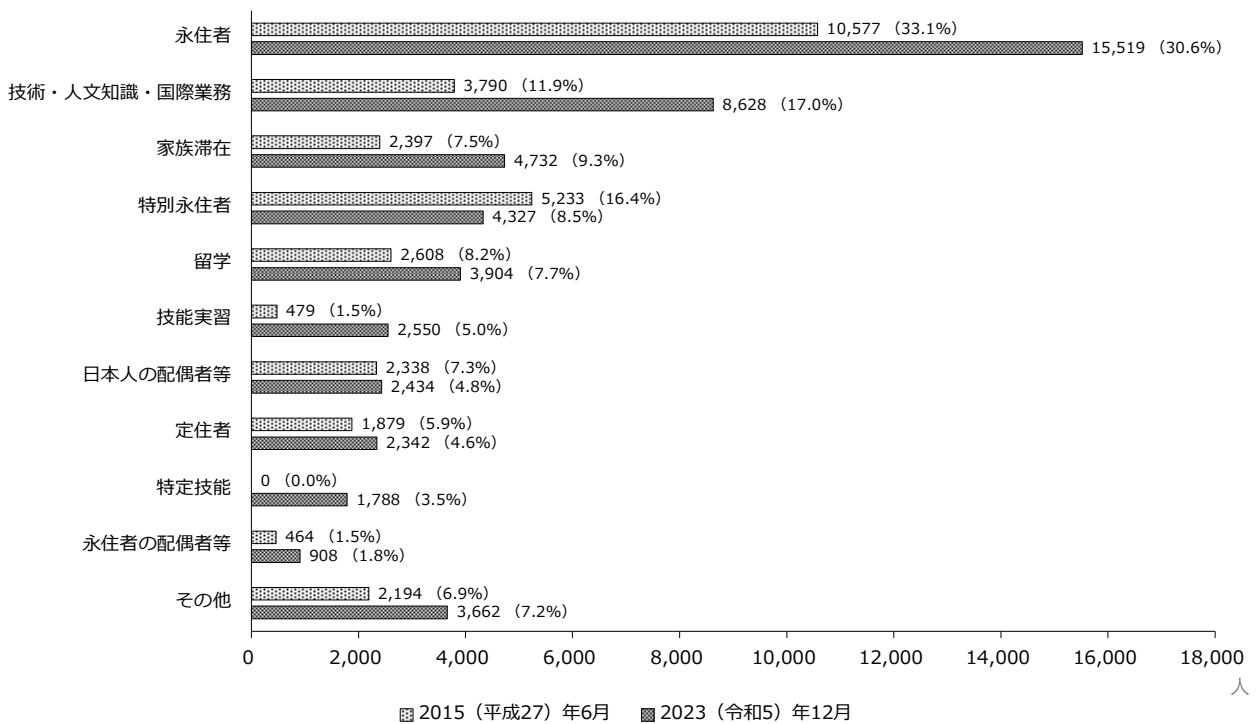
【外国人住民人口と人口比率の推移】



1990年代以降、市内の外国人住民人口は大幅に増加しました。近年はコロナ禍で一時的に減少したものの、現在は再び増加傾向にあり、前回の指針改定時の2015(平成27)年6月の31,959人から2023(令和5)年12月までの8年間で約18,800人増加し、約1.6倍となっています。

さらに、近年では永住者や技術・人文知識・国際業務といった在留資格の人々
 が大きく増加する中で、永住者の配偶者等や家族滞在といった在留資格の人々も
 増えており、家族を伴う形での外国人市民の定着・定住が進んでいます。
 多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、
 文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっ
 ていないという現実もあります。さらに、長年、地域社会で生活していても国籍の
 違いで不利な状況を強いられたり、日本語が不自由であるなどの理由で個人の持
 つ能力を発揮することが難しい状況も見受けられます。

ざいりゅうしかくべつじんこう こうせいひ
 【在留資格別人口と構成比】



市内で暮らす外国人住民の在留資格別構成比は、「永住者」と「特別永住者」で
 約4割を占めます。前回の指針改定時の2015（平成27）年から「永住者」と「技術・
 人文知識・国際業務」はそれぞれ約5,000人増加しました。「家族滞在」や「技能実習」、
 「特定技能」といった在留資格の人たちも大きく増えています。

(2) 外国人市民に関わる施策の推移

これまでの主な取組

本市では、1970年代から、外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、諸制度の改善を図るとともに、あわせて教育・啓発等の取組を進めてきました。また、外国人市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるとの認識のもと、外国人市民の声を市政に反映するための仕組みとして、1996（平成8）年に川崎市外国人市民代表者会議*を条例で設置するなど、外国人市民の市政参加を推進してきました。そして、2005（平成17）年には国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、その後、2008（平成20）年、2015（平成27）年と2度の改定を重ねながら多文化共生社会の実現に向けた地域社会づくりを進めてきました。

前回の指針改定以降の主な新しい取組

前回、2015（平成27）年の改定以降の主な取組としては、2019（令和元）年度より日本語を含む11言語に対応する多文化共生総合相談ワンストップセンター*の設置や市内全区の区役所においてタブレット型情報端末を活用したテレビ通訳の導入・運用を開始するなど、通訳体制の充実を図ってきました。また、日本語指導が必要な児童生徒の急増と多国籍化への対応として、従来の日本語指導等協力者の派遣*に代わり、2020（令和2）年度からは日本語指導初期支援員や日本語指導巡回非常勤講師を配置するなど、対象となる児童生徒が在籍する全ての学校での対応を可能とするよう、指導体制を強化してきました。さらに、2019（令和元）年には、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため「川崎市

差別のない人権尊重のまちづくり条例*」を制定しました。また、2021（令和3）年

3月に外国人市民にもわかりやすい情報提供のために川崎市〈やさしい日本語〉*

ガイドラインを策定しました。

今後は、外国人市民が多く住む市南部地域における外国人相談支援体制の充実に

向けた取組として、「かわさき多文化共生プラザ*」の開設や、子どもから大人までを

対象とした包括的な日本語教育の環境整備を進めるため、地域日本語教育の

基本的な方針の策定など新たな対応策の実施を予定しています。

<外国人市民に関わる本市の主な施策>

1972(昭和47)年	市内在住外国人への国民健康保険の適用
1975(昭和50)年	市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給開始
1986(昭和61)年	「川崎市在日外国人教育基本方針―主として在日韓国・朝鮮人教育―」の制定
1988(昭和63)年	川崎市ふれあい館*の開設
1989(平成元)年	公益財団法人川崎市国際交流協会*設立
1990(平成2)年	外国人市民施策推進のための24項目の検討課題をまとめる
1993(平成5)年	川崎市外国籍市民意識実態調査の実施 外国人市民施策調査研究委員会から「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための53項目の提言」を答申
1994(平成6)年	外国人高齢者福祉手当*、外国人身心障害者福祉手当*の支給開始 川崎市国際交流センター*の開設 川崎市外国籍市民意識実態調査（面接調査）の実施
1996(平成8)年	市職員採用の国籍条項*撤廃（消防士を除く） 「川崎市外国人市民代表者会議*条例」の制定及び会議の設置
1998(平成10)年	「外国人市民への広報のあり方に関する考え方*」を策定 「川崎市在日外国人教育基本方針」を改定し、「川崎市外国人教育基本方針―多文化共生の社会をめざして―」を制定

2000(平成12)年	「川崎市人権施策推進指針」の策定 「川崎市住宅基本条例*」の制定、「川崎市居住支援制度*」の開始
2002(平成14)年	「川崎市外国人市民施策推進指針検討委員会」の設置 「外国人市民施策実施状況調査」の実施
2003(平成15)年	「外国人市民施策の指針を考える市民のつどい」の開催
2004(平成16)年	「(仮称)川崎市多文化共生社会推進指針骨子案」の公表
2005(平成17)年	「川崎市多文化共生社会推進指針」の策定 「川崎市自治基本条例*」の制定
2007(平成19)年	「川崎市人権施策推進基本計画*」の策定
2008(平成20)年	「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定
2014(平成26)年	川崎市外国人市民意識実態調査の実施
2015(平成27)年	「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定 川崎市外国人市民意識実態調査(インタビュー調査)の実施 「川崎市国際施策推進プラン*」の策定 「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定
2019(令和元)年	川崎市外国人市民意識実態調査の実施 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例*」の制定
2022(令和4)年	「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の改定
2024(令和6)年	「川崎市多文化共生社会推進指針」の改定 「川崎市地域日本語教育推進方針*」の策定 かわさき多文化共生プラザ*の開設(予定)

3 しさく すいしんたいせい 施策の推進体制

(1) ふぞくきかん 附属機関

かわさきしたぶん かきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい
川崎市多文化共生社会推進協議会

ししん もと しさく けんしょう ひょうか おこな しく へいせい ねん がつ しみん
指針に基づく施策の検証・評価を行う仕組みとして、2005(平成17)年8月に市民・

がくしきけいけんしゃ な しんぎかい かわさきしたぶん かきょうせいしさくけんとういいんかい せっち ていきてき
学識経験者から成る審議会「川崎市多文化共生施策検討委員会」を設置し、定期的に

じっし しさく しんちよくじょうきょうちようさ もと しさく けんしょう ひょうか おこな
実施する施策の進捗状況調査に基づき施策の検証・評価を行ってきました。その

ご ぜんしてき ふぞくきかん きょうぎかいとう みなお へいせい ねん がつ かわさきし
後、全市的な附属機関と協議会等の見直しにより 2015(平成27)年6月からは「川崎市

じんけんしさくすいしんきょうぎかい ぶかい やくわり ひ つ れいわ
人権施策推進協議会」の部会としてその役割を引き継いできましたが、2020(令和2)

ねん あら どりつ し ふぞくきかん かわさきしたぶん かきょうせいしやかいすいしんきょうぎかい
年に新たに独立した市の附属機関として「川崎市多文化共生社会推進協議会」を

せっち こくせき じんぞくまた ぶんか ちが ゆた い すべ ひと たが
設置しました。「国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに

みと あ たぶん かきょうせいしやかい じつげん しさく すいしん かん ししん たとうがいしさく
認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策

すいしん ひつよう じこう かん ちょうさしんぎ ししょうじむ ししん もと
の推進に必要な事項に関して調査審議すること。」を所掌事務とし、指針に基づく

しさく けんしょう ひょうか おこな
施策の検証・評価を行っています。

(2) ちょうないすいしんたいせい 庁内推進体制

かわさきしじんけん だんじょきょうどうさんかくすいしんれんらくかいぎ
川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

ほんし じんけんおよ だんじょきょうどうさんかくかんれんしさく そうごうてき すいしん はか ちょうない
本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るための庁内

かいぎ ふくしちょう かいちょう かくきょくほんぶ しつ く きょくちょうきゅうしよくいん いいん じんけん
会議です。副市長を会長に、各局本部(室)区の局長級職員が委員となり、人権

しさくとう かん きかく じゅうようじこう けつてい しさく けんきゅう きょうぎとう おこな
施策等に関する企画や重要事項の決定、施策についての研究・協議等を行います。

かくきょくほんぶ しつ く しよむかちょう かんけいかちょうきゅう いいん かんじかい お
また、各局本部(室)区の庶務課長や関係課長級を委員とした幹事会を置き、そ

なか がいこくじんしみんしさく かん せんもんぶかい がいこくじんしみんしさくせんもんぶかい せっち
の中に、外国人市民施策に関する専門部会として外国人市民施策専門部会を設置し、

ししん がいこくじんしみんしさく すいしん かん きょうぎ けんとう
指針や外国人市民施策の推進に関することを協議・検討します。

4 指針の改定について

本市は、2005（平成17）年に策定の本指針に基づき、市民、事業者、ボランティア団体等と連携・協力して外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進する一方、施策の進捗状況調査を定期的実施し、川崎市多文化共生施策検討委員会で施策の検証・評価を行い、指針策定後3年を経過した2008（平成20）年、上記委員会の助言のもと、主に各施策の具体的推進内容についての見直しを行い、指針を改定しました。

その後、2012（平成24）年の新在留管理制度が開始されることに伴う外国人市民を取り巻く環境の変化や2015（平成27）年10月に策定された「川崎市国際施策推進プラン*」とも調整を図り、川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会の助言のもと、2015（平成27）年10月に2度目の改定を実施しました。2度目の改定にあたっては、多文化共生社会の実現に向けて個別施策を推進する際の視点としてすべての年齢層を対象とした施策という包括的観点の必要性や、外国人市民意識実態調査の結果などにより明確になった課題などを考慮して、施策全体に関わる4つの課題を「重点課題」として設定しました。

2度目の改定後、外国人市民の更なる増加と多様化、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策*」等の国の動向、SDGsなどをはじめとする社会情勢の変化や、2019（令和元）年に実施した川崎市外国人市民意識実態調査の結果等を踏まえ、今回、3度目の改定を行うことといたしました。

改定にあたっては、川崎市多文化共生社会推進協議会での審議に加え、同協議会が2023（令和5）年3月にまとめた中間報告『川崎市多文化共生社会推進指針』改定の提案で示された内容として、一定の取組が進んだ「重点課題」の本文への

くみい ちいき たぶんかきょうせいしゃかい こうもく ついかとう ていあん ふ
組入れや、地域における多文化共生社会についての項目の追加等といった提案を踏
まえ、ほんし こんご ほうこうせい けんしょう どめ かいてい じっし
まえ、本市としての今後の方向性を検証し、3度目の改定を実施しました。

こんご ていきてき しさく しんちよくじょうきょうとう けんしょう つづ くに どうこうとうしゃかい
今後も、定期的な施策の進捗状況等の検証を続けながら、国の動向等社会
かんきょう へんか たいおう たぶんかきょうせい じつげん おお ごーる そうご かんれん
環境の変化に対応し、多文化共生の実現がSDGsの多くのゴールと相互に関連
していることを踏まえ、かわさきしそごうけいかく かわさきしじんけんしさくすいしんきほんけいかく かわさきし
国際施策推進プラン*等関連計画との整合を図りながら、施策を推進し、必要に応じ

みなお おこな よてい
て見直しを行っていく予定です。

5 指針の基本的な考え方

(1) 基本目標

多文化共生社会の実現

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

(2) 基本理念

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

(3) 施策推進の基本方向

① 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

② 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人(マイノリティ)の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

③ 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

④ 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

⑤ 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部で連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん
川崎市多文化共生社会推進指針

＜ 基本目標 : 多文化共生社会の実現 ＞

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

＜ 基本理念 ＞

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

＜ 施策推進の基本方向 ＞

1 行政サービスの充実

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 行政サービスの提供 | (5) 福祉 |
| (2) 情報提供・相談窓口 | (6) 住宅 |
| (3) 年金制度 | (7) 防災 |
| (4) 保健・医療 | |

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人市民等の活動

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
- (2) 市職員等の意識改革
- (3) 市職員の採用
- (4) 事業者への啓発
- (5) 国際交流センターの活用
- (6) 地域における多文化共生社会の形成

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

Ⅱ 施策の具体的な推進内容

施策推進の基本方向1～5について、課題を整理し、それに対する施策の具体的な推進内容をまとめました。

[○を付したものは、より具体的な個別項目として掲げたものです。]

1 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

(1) 行政サービスの提供

<課題>

在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の仕組みや手続きを外国人市民に限らず日本人市民や企業・学校等も十分に理解していない状況にあります。制度や手続きを市民に理解してもらうことが必要です。また、施策の実施にあたり、対象を正確に把握して行政サービスを提供していくことも重要です。

- ① 市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討します。
- ② 在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度*の理解が進むよう外国人市民及び関係機関への周知・啓発に努めます。
 - 転入届・転出届・転居届の重要性の周知を含め、外国人市民に係る住民基本台帳制度の啓発に努めます。
 - 市職員及び教職員並びに企業等に対して在留管理制度の周知を図ります。
- ③ 在留管理制度に関する行政サービスの課題の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。

(2) 情報提供・相談窓口

<課題>

日本語や日本の生活習慣の知識が十分でない人は、情報を得る方法や諸制度が分からないことなどから、行政サービスを受けにくい場合があります。外国人市民向けの情報の種類は徐々に増えてきていますが、内容を的確に伝えるための工夫や、相談体制の充実が求められています。

また、外国人市民が抱える困りごとは複合的な要因に基づくことがあるため、総合的な視点に基づく相談体制の充実が求められています。

① ICTを活用しつつ、情報の多言語化、〈やさしい日本語〉*の活用、外国人市民情報コーナー*の充実等、情報提供の改善に努めます。

- 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方*」に基づき、行政情報や公共施設の表示について、多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉*の活用を進めるとともに、情報の内容や表現についても配慮するなど、日本語が不自由な外国人市民に必要な情報がより伝わりやすくなるよう努めます。
- 外国人市民情報コーナー*及び外国人市民向けホームページ等の充実に努めます。
- 情報提供や通訳サービスの充実のため、市民グループ等との連携に努めます。
- 転入者に対して、各区の窓口で最低限必要な情報を確実に提供するように努めます。
- 国等が作成・公開している資料等の情報収集及び広報に努めます。

② 外国人相談体制の充実に努めます。

- 公益財団法人川崎市国際交流協会*等と連携し、多文化共生総合相談ワンストップセンター*や区役所等での外国人相談体制の充実と広報に努めます。
- 外国人市民が抱える困りごとが複合的な要因に基づくことを認識し相談体制の充実に努めます。
- 国や他機関の相談窓口の情報等についても情報収集し、広報に努めます。
- 外国人市民に対し、子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談窓口として人権オンブズパーソン制度*の広報に努めます。

(3) 年金制度

<課題>

年金制度に関する情報や理解の不足、また保険料を支払っていても、所定の年限を満たさず帰国すると老齢年金の受給資格が得られないなどの理由により、年金に加入しない外国人市民がいます。また、国民年金から国籍条項が撤廃された時点で、年齢により加入できなかった外国人市民(制度的無年金者*)がいます。

- ① 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報・啓発に努めます。
- ② 外国人従業員の年金加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ③ 制度的無年金者*に対する救済・改善措置及び脱退一時金制度の改善について国に働きかけます。

(4) 保健・医療

<課題>

医療機関で受診する際に、日本語理解が十分でないために、意思の疎通ができず、精神的な不安を抱えたり、円滑な診療が受けられないことがあります。また、制度に関する情報や理解の不足、経済的な要因から医療保険に加入していない人や、短期滞在・オーバーステイなどのため国民健康保険制度に加入できない人もいます。そのため、医療機関での受診が遅れ、病状を悪化させる人もいます。

- ① 医療機関にかかる際の多言語資料等の普及に努めます。
 - 多言語による医療機関検索サイトや多言語の医療情報、問診票等の情報収集に努め、活用するよう、市民や医療機関に積極的に広報します。
- ② 外国人市民の母子保健の充実に努めます。
 - 「在日外国人母子保健サービス事業」の充実に努めます。
 - 母子健康手帳の副読本(多言語)*を必要な外国人市民に確実に配布するよう努めます。
- ③ 外国人市民に対して、健康保持や病気予防等の広報・啓発に努めます。
- ④ 医療保険加入を促進するため、医療保険制度の広報・啓発を進めます。
- ⑤ 外国人従業員の医療保険加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ⑥ 保険未加入者等の診療にあたる医療機関への医療費対策の充実に検討します。

⑦ 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム*事業の運営に参加し、医療通訳の充実に努めます。

- 医療通訳派遣システム*について、市民への広報に努めます。

⑧ 医療保険制度の改善を国に働きかけます。

(5) 福祉

<課題>

言語や生活習慣等の違いによって、福祉サービスを利用しにくいことがあります。さらに、高齢期には母語・母文化*で過ごすことを求める傾向が強くなることなどから、多様な背景に配慮してサービス提供をすることが大切です。

また、DV(ドメスティック・バイオレンス)*は、被害者が外国人市民の場合、社会の中で孤立しやすく、相談窓口もわかりにくいことから、相談・支援に結びつきにくく被害が深刻化しやすいため、その防止及び被害者の支援の取組の充実が求められています。

① 福祉サービスの広報を積極的に行います。

- 福祉サービスに関する情報の多言語化や〈やさしい日本語〉*の活用、ルビ振りの充実に努めます。

② 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。

- 保育所職員の多文化共生に関する研修の充実を図るよう努めます。

③ 「外国人高齢者福祉手当*」、「外国人身心障害者福祉手当*」の充実に努めます。

④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、

言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。

- サービス提供者への講習会等を活用し、多文化共生について理解が深まるよう啓発の充実に努めます。

⑤ 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、外国人に対するDV(ドメスティック・バイオレンス)*防止及び被害者の支援の取組の充実に努めます。

- DV*防止のための多言語による情報提供の充実に努めます。

- DV*防止のための啓発に努めるとともに、学校教育の各段階において暴力を許さない教育や男女平等の観点に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の一層の推進を図ります。

- 在留資格や言語・文化等の違いに配慮した対応や助言を行えるよう、相談担当者や通訳者への研修等を実施します。
- DV*被害者及びその子どもへの支援を行っている市内外のグループ等との連携を一層進めます。

(6) 住宅

<課題>

国籍や文化の違い、また、日本語が不自由なためなどの理由から、民間賃貸住宅への入居差別はなくなっていない現状があります。このため、住宅基本条例や居住支援制度を不動産業者、家主、市民等に十分広報するとともに、外国人市民への住宅に関するルールやマナーの周知啓発も重要です。

① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報・啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。

- 市営住宅募集案内等の資料を分かりやすく工夫するとともに、外国人市民が気軽に住宅相談ができるよう窓口の拡充に努めます。
- 外国人市民に対して日本で暮らす時のルールやマナーなどの周知啓発に努めます。

② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。

- 宅地建物取引業団体等関係機関に働きかけ、多文化共生に関する理解が深まるよう啓発に努めます。
- 神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター*」等との連携に努めます。

(7) 防災

<課題>

防災に対する認識は文化や出身地域等により異なっています。災害に対する備えや避難所についての情報などを、普段から外国人市民にも分かりやすく伝えておくことが重要です。また、災害時に必要とされる情報を多言語で提供するための体制やICTの活用、言語や生活習慣の違いに応じた支援策等が求められています。

外国人市民も災害時に支援等の担い手となりうることから、外国人市民が避難所の運営等に参加しやすい環境づくりが重要です。

① 災害時において、外国人市民が差別されことなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。

- 災害時に必要とされる情報を外国人市民にも分かりやすく迅速に提供できるよう、情報の多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉*の使用、案内用図記号(ピクトグラム*／絵文字)の利用など、様々な手段での情報提供に努めます。
- 防災に役立つ国や関係機関の防災情報やアプリの活用についても積極的に広報します。
- 災害時多言語支援センター*の円滑な運営に向けた細目の整理や職員の研修に努めます。
- 災害時多言語支援センター*と避難所との連携が図れるよう努めます。
- 災害時に言語や生活習慣の違いに配慮した対応が滞りなくできるよう、支援策を検討するとともに、災害時要援護者避難支援制度*の充実を図ります。
- 日常から、災害時に外国人市民が差別的な対応をされないことがないよう啓発に努めます。

② 災害時において、外国人市民が避難所の運営に参加しやすい環境づくりに努めます。

- 多言語化された避難者登録カード、受付シートの様式が付録された避難所運営マニュアルの周知を図ります。

③ 外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。

- 防災啓発資料や避難所マップなどの外国人市民の参加による多言語化や〈やさしい日本語〉*の活用に努めます。

④ 災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。

- 地域の国際交流関係団体等と連携して、災害時対応の普及啓発に努めます。
- 地域で取り組まれている防災活動が外国人市民にとって参加しやすいものとなるよう、自主防災組織*等との連携に努めます。

2 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

(1) 就学の保障と学習支援

<課題>

外国につながる子ども（※）の中には、日本語理解が十分でなく、また、母国の教育制度や学習内容との違いから学習や学校生活に困難をきたしている場合があります。一人ひとりの状況に配慮した教育活動や学習支援による子どもの学ぶ権利の保障が課題となっています。また、幼小中高での継続した支援が求められています。

(※) 外国につながる子ども：外国籍の子ども及び日本国籍を持つ外国につながる子ども

① 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、ICTを活用しつつ、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。

- 子どもの学ぶ権利の保障について保護者への啓発を行うとともに、学習環境の整備に努めます。
- 不就学の子どもの把握のため、地域との協力等により就学の支援を行います。
- 小学校入学前から学校における学習へのスムーズな導入が図れるよう、プレスクール等を引き続き推進します。
- 夜間学級*の学習環境の向上に努めます。
- 川崎市域における県立高校の在県外国人等特別募集制度*の充実について県に働きかけます。
- 義務教育課程修了後の生徒への切れ目のない継続した指導・支援について関係機関と連携・協力を図ります。

② 就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。

- 学校や総合教育センター*における相談体制の充実に努めます。
- 教育に関わる相談の背景にある家庭、生活等の複合的要因を意識して対応するよう努めます。
- 民間団体等が実施する外国人教育相談活動についても情報の提供に努めます。
- 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会*、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の

周知及び充実に努めます。

③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日常生活に必要な生活言語、授業や教科
学習に必要な学習言語の習得支援及び学習支援の充実に努めます。

- 児童生徒一人ひとりの「個別の指導計画」に基づき、学校全体での指導・支援に努めます。
- 教職員は、日本語指導初期支援員*と連携して日本語指導等の充実に努めます。
- 日本語指導初期支援員*の派遣制度及び研修の充実に努めます。
- 国際教室*、日本語指導巡回非常勤講師*による日本語指導等の充実に努めます。
- 日本語習得や学習の支援に取り組む地域の市民グループ等やボランティアとの連携を推進します。

(2) 違いを認め合う教育

<課題>

「川崎市外国人教育基本方針*」に基づき多文化共生社会をめざした教育が進められていますが、文化の多様性への理解や民族的・文化的アイデンティティと母語・母文化*の尊重に対する認識が十分とはいえず、偏見・差別は解消されていません。学校では、教職員がそれぞれの外国人児童生徒が持つ文化的背景を十分に理解し、「違い」を考慮しながら指導にあたるのが重要です。

① 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進します。

- 「多文化共生ふれあい事業*」等、地域における市民と協働の多文化共生教育の充実に努めます。
- 市立学校において、国際理解教育や人権尊重教育等を通じ多文化共生についての理解を深めるよう努めます。

② 社会における少数の立場の人（マイノリティ）が母語・母文化*を大切にしながら、文化的アイデンティティを形成できるよう、環境の整備に努めます。

- 母語・母文化*の重要性について、広報・啓発に努めます。
- 母語・母文化*の学習グループの育成など、支援の充実に努めます。

③ 外国人学校との交流を推進するとともに外国人学校への支援に努めます。

④ 教職員に対して、人権・多文化共生に関する研修の充実に努めます。

- 「川崎市外国人教育基本方針*」を周知するとともに、外国につながるの児童生徒の温かな受け入れと支援のために、学校全体で意識啓発に努めます。

(3) 地域における学習支援

<課題>

外国人市民の中には、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、社会生活に支障をきたしている人もいます。外国につながるのある子どもや外国人市民の学習を地域においても支援していくことが重要です。

① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。

- 「川崎市地域日本語教育推進方針*」に基づき日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 市民館、国際交流センター*等における、ICTの活用を含めた日本語学習支援等の充実に努めます。
- 国等が作成する日本語学習コンテンツ等を活用するよう、積極的に広報します。
- 外国につながるのある子どもに対する地域における学習支援等の充実に努めます。
- 日本語学習支援等を行っている市民グループ等との連携に努めます。
- 学習支援を行うボランティア等が、自らの力量を向上させることができるよう研修の充実に努めます。
- 図書館における外国語図書の充実に努めます。

② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。

- 市民館、国際交流センター*、かわさき多文化共生プラザ*、図書館等で、学習機会や資料の提供に努めます。

(4) 家庭へのサポート

<課題>

外国人家庭や国際結婚の家庭等、外国につながるのある家庭では、日本の学校教育制度に対する知識、情報が不足しがちです。また、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、孤立しがちな家庭もあります。こうした家庭や外国人保護者に対する支援の充実が求められています。

さらに、外国につながるのある子どもにとって、保護者と共通の言語を保持することは、家族間のコミュニケーションや文化的なアイデンティティを形成する上で重要ですが、家庭だけでは母語・母文化*等の保持が難しい場合があるため、その支援も必要です。

① 外国人保護者等の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。

- 学校からの通知文、お知らせ等の多言語化、〈やさしい日本語〉*の活用及びルビ振りを積極的にを行います。
- 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会*、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の周知及び充実に努めます。
- 教育の重要性や学校生活等について、外国人保護者の理解が深まるよう情報提供に努めます。
- 幼児教育・保育から高校及び大学まで、それぞれの段階に応じた支援制度に関する積極的な情報提供に努めます。
- 教育と福祉の連携の視点に立った支援に努めます。

② 母語・母文化*の重要性を理解・尊重しながら、家庭との連携に努めます。

- 教職員への研修等を通じて母語・母文化*についての認識を深め、家庭との連携に努めます。

3 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

(1) 市政参加

<課題>

外国人市民代表者会議*の設置や各種審議会等への参加など外国人市民の意見が市政に反映される仕組みづくりを推進していますが、より一層、外国人市民の意見が反映されるよう、市政参加を促進していくことが重要です。

① 外国人市民代表者会議*の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。

- 会議の意義や活動内容についての広報・啓発の充実に努めます。
- 調査審議がより充実するよう、提言の多言語翻訳及び代表者の研修や会議の支援体制の整備に努めます。
- 多くの外国人市民に代表者会議に関心を持ってもらうよう、代表者の募集案内の全世帯送付に努めます。
- 代表者選考の方法や会議のあり方について検討し、会議の一層の活性化に努めます。
- 外国人市民の意見の施策への反映を推進するため、代表者会議から出された提言の進捗状況を定期的に検証評価する仕組みについて検討します。

② 市の審議会等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。

③ 住民投票制度の運用にあたっては、外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。

④ 地方参政権の実現*については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

(2) 地域における外国人市民等の活動

<課題>

地域において町内会・自治会、PTAなど様々な団体等の活動が行われていますが、外国人市民がこれらの地域活動に、より参加しやすくなるような環境の整備が求められています。
また、外国人市民や市民グループ等に対する主体性を尊重した支援が重要です。

- ① 町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。

○ 外国人市民に対して、町内会・自治会や地域の活動についての周知を図ります。

- ② 外国人市民や市民グループ等が地域の活動により参加しやすくなるような環境の整備に努めます。

○ 国際交流センター*、かわさき市民活動センター、かわさき多文化共生プラザ*等を活用するよう、積極的に広報します。

○ グループの主体性を尊重して自主活動の育成支援に努めるとともに、グループ相互のネットワーク化を支援します。

4 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

(1) 市民への意識啓発

<課題>

多様な文化を持つ市民が共に生活することにより、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、異文化に対する偏見や理解の不足から、外国人市民が差別を受けることがあります。市民それぞれが持つ文化を尊重することのできる地域社会づくりが重要です。

- ① 国籍、民族、文化の違いを越えて、すべての人が互いを認め合い差別をなくすよう啓発に努めます。
- ② 市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方についての広報・啓発に努めます。
- ③ 文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流の促進に努めます。

(2) 市職員等の意識改革

<課題>

市職員及び教職員の人権意識を高め、外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、多文化共生についての理解を深めることが重要です。

- ① 人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させます。
 - 職員研修に外国人市民や外部講師を積極的に活用するなど、職員研修の見直し・充実を努めます。
 - 教職員が多文化共生について理解を深めるよう、学校全体での取組に努めます。
 - 市の事業を委託する際には、多文化共生について、受託者の理解が深まるよう取組に努めます。

- ② 外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めます。

(3) 市職員の採用

<課題>

市職員の採用試験の国籍条項は消防士以外では撤廃されており、採用後は一部の職務を除いて任用されることとなっていますが、多文化共生社会の形成を進めるため、会計年度任用職員等を含め外国人市民の採用等を進めていくことが求められています。

- ① 市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
- ② 多文化共生社会の形成に向け、会計年度任用職員等についても外国人市民の採用に努めます。

(4) 事業者への啓発

<課題>

民間企業への就職時における外国人差別、外国人であることを理由とした職場内での差別や不当な労働条件等に関して、関係機関等と連携を図りながら人権の尊重及び法の遵守について啓発を行っていくことが重要です。

また、事業者に対しても多文化共生社会推進の主体であるとの認識を啓発することも大切です。

- ① 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報・啓発に努めます。
- ② 事業者に対し、多文化共生社会を推進する主体であるとの認識が持てるよう、広報・啓発に努めます。
- 従業員に人権意識や多文化共生意識を啓発するよう、事業者に働きかけます。
 - 〈やさしい日本語〉*への理解と事業所での活用が進むよう、事業者に働きかけます。
- ③ 意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。
- 国や他機関で作成されているものも含め研修に役立つ情報を収集し、情報提供に努めます。

(5) 国際交流センター*の活用

<課題>

国際交流センター*及び公益財団法人川崎市国際交流協会*は、外国人市民の増加や多様化等といった社会的な状況の変化、国の動向等にも対応した事業展開や協会の更なる体制強化が求められています。

- ① 国際交流センター*の利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。
 - 外国人市民のための情報提供や、学習機会の提供の充実に努めます。
 - かわさき多文化共生プラザ*との連携に努めます。
- ② 多文化共生総合相談ワンストップセンター*の相談事業や公益財団法人川崎市国際交流協会*が行う翻訳、通訳サービスの拡充に向け支援します。
- ③ 公益財団法人川崎市国際交流協会*と連携し、多文化共生社会の実現や国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の多文化共生社会の実現と国際交流・協力を促進します。
- ④ 公益財団法人川崎市国際交流協会*と連携し、修学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実に努めるとともに、市民との交流を促進します。
- ⑤ 公益財団法人川崎市国際交流協会*の体制強化に向けた連携を推進します。

(6) 地域における多文化共生社会の形成

<課題>

共生社会の形成には、地域における多文化共生の実現が不可欠です。そのためには、市内の各地域において多様な担い手を見出し、育てていく必要があります。

- ① 市民の自主的な活動や居場所づくりに向けた環境を整備することで、地域での外国人市民と日本人市民が共に活動する多文化共生社会の形成を支援します。

5 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部での連携・調整機能を充実させるとともに、施策推進の拠点整備を進め、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

(1) 行政組織の充実

<課題>

外国人市民に関わる施策は市の業務全体に及ぶことから、施策の推進強化のため、関係局間の定期的かつ継続的な連絡調整が重要となっています。

また、外国人市民の増加と多様化が進む中、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点が求められています。

- ① 施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ② 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ③ 指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。
 - 施策の推進状況調査の定期的な実施により、指針の進行管理を行います。
 - 市民・学識経験者等による川崎市多文化共生社会推進協議会を設置して施策の検証・評価についての助言を受け、指針の見直しに反映させます。
 - 施策の評価等について、外国人市民に分かりやすい形での公表に努めます。
- ④ 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的な実施します。
- ⑤ 外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。
 - 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例*の適切な運用に努めます。
 - 法務省の外国人人権相談ダイヤル、外国語インターネット人権相談等の積極的な広報・周知に努めます。
- ⑥ 外国人市民のニーズと地理的特性を踏まえ、かわさき多文化共生プラザ*等の多文化共生の推進拠点を整備し、その活用を努めます。

(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携

<課題>

多様な主体との協働・連携による施策の推進が求められています。

- ① 多様な主体と協働・連携して多文化共生施策を推進します。

(3) 国等への働きかけ

<課題>

多文化共生社会の実現のためには、地方自治体の施策展開や制度整備だけではなく、外国人市民の生活に関わる法や制度の改善等が必要となっています。

- ① 外国人市民の生活に関わる法や制度の改善を国・神奈川県へ要望します。

- 外国人市民施策に関する国の動きへの対応も図りながら在留管理制度等の課題の把握に努め、必要に応じて国等に働きかけます。

さん こう し りょう
参 考 資 料

1 しんさくてい けいか 指針策定の経過

ほんし がいこくじんし じんし せきく ざいにちかんこく ちょうせんじん ちゅうしん し じんしん こせう う とうじしや せいかつ
本市の外国人市民施策は、在日韓国・朝鮮人を中心とする市民の声を受けとめ、当事者の生活
じつたい たいおう かたち とりくみ すす がいこくじんし じんしん そうか たようか ともな がいこくじんし じんしん
実態に対応する形で取組を進めてきましたが、外国人市民の増加と多様化に伴い、外国人市民
とも い ちいきしやかい すいしん がいこくじんし じんしん し せきく そうごうてき すいしん たいせい
と共に生きる地域社会づくりを推進するため、外国人市民施策を総合的に推進する体制づくりが
ながねん かだい
長年の課題となっていました。

1990(平成2)年、庁内組織である「外国人市民施策推進幹事会」が、推進すべき外国人市民施策
を「24項目の検討課題」としてまとめました。これに基づき本市では、1991(平成3)年、外国人市民
施策の担当部署として市民局に国際室を設置し、1993(平成5)年及び1994(平成6)年の2回にわ
たり外国籍市民意識実態調査を実施しました。

一方、1992(平成4)年には市民、学識経験者等を委員とする「外国人市民施策調査研究委員会」
を設置し、この委員会から1993(平成5)年に「国際政策のガイドラインづくりのための提言(53
項目提言)」が報告されたことにより、外国人市民施策推進のための指針の策定が課題となりました。
上記提言に基づくガイドラインづくりに向けた試案が庁内組織で研究された後、2000(平成
12)年に策定した「川崎市人権施策推進指針」の中で外国人市民施策の基本理念となる基本方針の
策定を位置づけたことを契機として、本指針の策定作業を開始しました。

その後、本市が策定する外国人市民施策に関する指針に対して必要な助言を行うことを目的と
して、学識経験者、市民、関係局職員など、委員8人で構成する「外国人市民施策推進指針検討
委員会」を2002(平成14)年9月に設置しました。

審議は、2年半、19回に及び、本市外国人市民施策の現状や国、他都市の動向等の把握、指針
案の構成、理念や施策の具体的な推進内容等を検討していきましたが、その中で、指針の名称は
「(仮称)川崎市多文化共生社会推進指針」となりました。また、2002(平成14)年実施の外国人
市民施策実施状況調査や2003(平成15)年と2004(平成16)年に行った市民意見の募集、人権・
男女共同参画推進連絡会議及びその幹事会、外国人市民施策専門部会などでの全庁的な調整を
経て、2005(平成17)年の3月に策定しました。なお、その後の改定については本編の「I 指
針の趣旨」の「4 指針の改定について」を御覧ください。

2 施策の推進に関わる有識者会議等

指針の策定以降、本市では指針の具体的な推進内容について進捗状況調査を行うとともに、学識経験者等で構成する審議会や附属機関による会議（以下「有識者会議」という。）で施策の検証・評価を行いながら多文化共生施策を推進しています。

有識者会議は、2014（平成26）年度までは「川崎市多文化共生施策検討委員会」、2019（令和元）年度までは「川崎市人権施策推進協議会」の部会、2020（令和2）年度からは「川崎市多文化共生社会推進協議会」と組織改正等に伴い名称等を変えながらも継続して施策の検証・評価を行ってきました。

前は、2015（平成17）年10月に指針を改定していますが、同年度以降の会議の開催経過は、次のとおりです。

第1期川崎市人権施策推進協議会 外国人市民施策部会

回	時期	審議内容
1	2015（平成27）年 6月15日	川崎市多文化共生社会推進指針の改定について 第1期の審議計画について
2	8月10日	川崎市多文化共生社会推進指針の改定について 施策の検証・評価の計画について
3	9月9日	指針1（2）①（TV通訳システムについて） 指針2（4）①（通訳・翻訳バンクについて） 指針4（5）②（国際交流センターにおける翻訳・通訳サービスについて） 川崎市多文化共生社会推進指針<改定版>について
4	11月25日	指針2（1）③（日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の充実について） かわさき人権フォーラムについて
5	2016（平成28）年 2月15日	個別課題の検証に関する振り返り 第1期川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会のまとめ
6	3月24日	かわさき人権フォーラムにおける審議内容等の報告等

第2期川崎市人権施策推進協議会 多文化共生社会推進指針に関する部会※

（※第1期協議会時の外国人市民施策部会から部会名称を変更）

回	時期	審議内容
1	2016（平成28）年 7月20日	優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること） 1年次目の審議計画について
2	8月10日	優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること）
3	10月19日	優先審議（ヘイトスピーチ対策に関すること） 優先審議の協議会への報告について

4	12月21日	施策の実施状況（事務局報告） 外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）結果報告 審議計画
5	2017（平成29）年 2月13日	指針1（6）住宅について
6	3月22日	指針2（3）地域における学習支援について
7	5月24日	指針2（3）地域における学習支援について
8	7月26日	施策の実施状況（事務局報告）
9	10月2日	指針2多文化共生教育の推進について（市立定時制高校について）
10	11月9日	部会報告書について
11	2018（平成30）年 2月2日	部会報告書について

第3期川崎市人権施策推進協議会 多文化共生社会推進指針に関する部会

かい 回	じ 時 期	しんぎ 審 議 内 容
1	2018（平成30）年 7月31日	施策の実施状況（事務局報告） 年間の審議計画（施策の検証・評価）
2	11月1日	重点課題 施策推進の地域拠点づくり（かわさき きたテラス） 今後の審議について
3	12月20日	指針1（7）防災について（防災・災害時の対応）
4	2019（平成31）年 2月13日	指針1（7）防災について（地域の防災）
5	3月26日	指針2（1）就学の保障と学習支援について
6	11月8日	施策の実施状況（事務局報告） 部会報告について
7	2020（令和2）年 2月3日	部会報告書について
8	3月5日	部会報告書について

第1期川崎市多文化共生社会推進協議会

かい 回	じ 時 期	しんぎ 審 議 内 容
1	2020（令和2）年 8月4日	施策の実施状況（事務局報告） 年間の審議計画
2	8月31日	施策の検証・評価 テーマの決定 年間の審議計画
3	11月19日	施策の検証・評価 「日本語指導について」
4	2021（令和3）年 3月19日	施策の検証・評価 「学習支援について」
5	5月20日	施策の検証・評価 「施策推進の地域拠点づくりについて」
6	7月1日	施策の実施状況（事務局報告）

		指針の改定に向けた検討
7	8月27日	施策の検証・評価 「川崎区における外国につながる児童・生徒の学習支援」
8	11月26日	施策の検証・評価「多文化共生推進課」 第1期のまとめと報告書の作成について
9	2022（令和4）年 2月2日	第1期のまとめと報告書の作成について
10	3月18日	第1期のまとめと報告書の作成について

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会

かい 回	じ 時 期	しん ぎ ない よう 審 議 内 容
1	2022（令和4）年 5月27日	指針改定に向けた年間審議計画の確認
2	7月8日	施策の実施状況（事務局報告） 指針改定に向けた検討
3	9月5日	指針改定に向けた検討 協議会部会設置について
4	10月21日	指針の改定に向けた意見のとりまとめ
5	12月9日	指針の改定に向けた意見のとりまとめ
6	2023（令和5）年 1月27日	指針の改定に向けた意見のとりまとめ
7	5月26日	施策の実施状況（事務局報告） 年間の審議計画 施策の検証・評価 テーマの決定
8	7月27日	施策の検証・評価 指針1（6）「住宅」について
9	10月5日	施策の検証・評価 指針1（2）情報提供・相談窓口について
10	11月24日	第2期のまとめと報告書の作成について 指針改定に向けた状況報告について（事務局報告）
11	2024（令和6）年 1月26日	第2期のまとめと報告書の作成について

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

任期：2022（令和4）年4月1日から2024（令和6）年3月31日まで

なかの ゆうじ 中野 裕二 会長	こまざわだいがくほうがくぶがきょうじゅ 駒澤大学法学部教授
おがや ちほろ 小ヶ谷 千穂 副会長	ふえりすじょがくいんだいがくぶんがくぶがきょうじゅ フェリス学院大学文学部教授
おおにし なみ てあ 大西 楠 テア	せんしゅうだいがくほうがくぶがきょうじゅ 専修大学法学部教授
きたざわ ひとみ 北沢 仁美	こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゅうきょうかい 公益財団法人川崎市国際交流協会 常務理事・事務局長
くさ びんすく 孔 敏淑	がいこくじんしんみんたいひょうしやくかいぎだい 外国人市民代表者会議第9・10期代表者

3 外国人市民施策に関わる条例等

(1) 川崎市外国人市民代表者会議* 条例

平成8年10月3日
条例第25号

川崎市外国人市民代表者会議* 条例

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らの係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることが出来る。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)26人以内をもって組織する。

2 代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることが出来る。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者

の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議

に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成8年11月27日規則第74号で平成8年12月1日から施行)

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は

平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

じょうれい へいせい ねん がついつち しこう
この条 例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この条 例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

けいかそち
(経過措置)

2 この条 例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されて
いた者であって施行日から引き続き本市の住 民基本台 帳に登録されているものに対する改正後の第
4 条 第 2 項 第 2 号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原 票に
登録されていた期間を本市の住 民記録台 帳に登録されている期間に通算する。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この条 例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい
(2) 川崎市多文化共生社会推進協議会

かわさきしふぞくきかんせつちじょうれい
川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者(以下「会長」という。)1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(中略)

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条～第5条関係)【抜粋】

市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市多文化共生社会推進協議会	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役員	2年

(3) 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱

もくてきおよ せっち (目的及び設置)

第1条 本市における人権及び男女共同参画関連施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

しよしょうじこう (所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権及び男女共同参画関連施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 人権及び男女共同参画関連施策の重要事項に関すること。
- (3) 人権及び男女共同参画関連施策の研究・協議に関すること。
- (4) その他連絡調整に関すること。

そしき (組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、市民文化局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

かいちょう しよくむ (会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

かいぎ (会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求め、その意見を聞くことができる。

かんじかいとう (幹事会等)

第6条 連絡会議に、人権及び男女共同参画関連施策の実務的事項を研究・協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民文化局人権・男女共同参画室長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、円滑な運営を図るために、部会を設けることができる。

しよむ (庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、市民文化局人権・男女共同参画室において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう 第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

ちゅう りやく
(中 略)

ふ そく
附 則

ようこう れいわ ねん がついつたち しこう
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

べつびようだい
別表第1

じょうげすいどうじぎょうかんりしゃ 上下水道事業管理者	かわさきくちょう 川崎区長
そうむきかくきょくちょう 総務企画局長	さいわいくちょう 幸区長
ざいせいきょくちょう 財政局長	なかはらくちょう 中原区長
けいざいろうどうきょくちょう 経済労働局長	たかつくちょう 高津区長
かんきょくちょう 環境局長	みやまえくちょう 宮前区長
けんこうふくしきょくちょう 健康福祉局長	たまくちょう 多摩区長
こどもみらいきょくちょう こども未来局長	あさおくちょう 麻生区長
まちづくりきょくちょう まちづくり局長	こうつうきょくちょう 交通局長
けんせつりょくせいきょくちょう 建設緑政局長	びょういんきょくちょう 病院局長
こうわんきょくちょう 港湾局長	しょうぼうきょくちょう 消防局長
りんかいぶこくさいせんりやくほんぶちょう 臨海部国際戦略本部長	しみんおんぶずまんじむきょくちょう 市民オンブズマン事務局長
ききかんりかん 危機管理監	きょういくじちょう 教育次長
かいけいかんりしゃ 会計管理者	せんきょかんりいんかいじむきょくちょう 選挙管理委員会事務局長
	かんさじむきょくちょう 監査事務局長
	じんじいんかいじむきょくちょう 人事委員会事務局長
	ぎかいきょくちょう 議会局長

べつびょうだい
別表第2

そうむきかくきよくし て い ぶ ろ も ー し ょ ン す い し ん し つ た ん と う か ち ょ う
総務企画局シテイプロモーション推進室担当課長

そうむきかくきよくと し せ い さ く ぶ き かく ち ょ う せ い かい ち ょ う
総務企画局都市政策部企画調整課長

そうむきかくきよくそ う む ぶ し ょ ち ょ う
総務企画局総務部庶務課長

そうむきかくきよくじ ん じ ぶ じ ん じ ち ょ う
総務企画局人事部人事課長

そうむきかくきよくぎ ょ う せ い かい かく ま ね じ め ん と す い し ん し つ た ん と う か ち ょ う
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ざ い せ い き ち ょ う ざ い せ い ぶ し ょ ち ょ う
財 政 局 財 政 部 庶 務 課 長

し む ゐ ん ぶ ん かく き ち ょ う ば ら ぶ ー ぶ め ん と す い し ん た ん と う か ち ょ う
市民文化局パラムーブメント推進担当課長

し む ゐ ん ぶ ん かく き ち ょ う し む ゐ ん せ い かい つ ぶ し ょ ち ょ う
市民文化局市民生活部庶務課長

し む ゐ ん ぶ ん かく き ち ょ う し む ゐ ん せ い かい つ ぶ た ぶ ん かく き ち ょ う せ い す い し ん ち ょ う
市民文化局市民生活部多文化共生推進課長

し む ゐ ん ぶ ん かく き ち ょ う こ む に て い す い し ん ぶ し む ゐ ん ち ょ う せ い す い し ん ち ょ う
市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課長

し む ゐ ん ぶ ん かく き ち ょ う こ む に て い す い し ん ぶ ち ょ う せ い す い し ん ち ょ う
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

し む ゐ ん ぶ ん かく き ち ょ う じ ん けん だ ん じ ょ う ぎ ょ う だ ん じ ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
市民文化局人権・男女共同参画室担当課長

け い ざ い ろ う だ ん ち ょ う ぎ ょ う ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
経 済 労 働 局 産 業 政 策 部 庶 務 課 長

け い ざ い ろ う だ ん ち ょ う ぎ ょ う ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
経 済 労 働 局 産 業 政 策 部 消 費 者 行 政 セ ン タ ー 室 長

け い ざ い ろ う だ ん ち ょ う ぎ ょ う ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
経 済 労 働 局 労 働 雇 用 部 担 当 課 長

か ん ぎ ょ う ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
環 境 局 総 務 部 庶 務 課 長

けん こ う ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
健康福祉局総務部庶務課長

けん こ う ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
健康福祉局総務部企画課長

けん こ う ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長

けん こ う ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長

けん こ う ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
健康福祉局 長 寿 社 会 部 高 齢 者 事 業 推 進 課 長

けん こ う ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
健康福祉局障 害 保 健 福 祉 部 障 害 計 画 課 長

けん こ う ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
健康福祉局障 害 保 健 福 祉 部 精 神 保 健 課 長

けん こ う ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当課長

み ら い き ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
こ ども 未 来 局 総 務 部 庶 務 課 長

み ら い き ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
こ ども 未 来 局 青 少 年 支 援 室 担 当 課 長

み ら い き ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
こ ども 未 来 局 児 童 家 庭 支 援 ・ 虐 待 对 策 室 担 当 課 長

ま ち づ くり 局 総 務 部 庶 務 課 長

ま ち づ くり 局 住 宅 政 策 部 住 宅 整 備 推 進 課 長

けん せ つ り ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
建 設 緑 政 局 総 務 部 庶 務 課 長

こう わ ん き ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
港 湾 局 港 湾 振 興 部 庶 務 課 長

りん かい ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
臨 海 部 国 際 戦 略 本 部 事 業 推 進 部 担 当 課 長

き き かん り ほん ぶ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
危 機 管 理 本 部 危 機 管 理 部 担 当 課 長

かい けい し つ し ん ち ょ う
会 計 室 審 査 課 長

かわ さ き ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
川 崎 区 役 所 ま ち づ くり 推 進 部 総 務 課 長

さい わ い ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
幸 区 役 所 ま ち づ くり 推 進 部 総 務 課 長

な かの ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
中 原 区 役 所 ま ち づ くり 推 進 部 総 務 課 長

た かつ ち ょ う せ い ち ょ う せ い ち ょ う
高 津 区 役 所 ま ち づ くり 推 進 部 総 務 課 長

みやまえくやくしよ すいしんぶそうむかちよう
宮前区役所まちづくり推進部総務課長

たまくやくしよ すいしんぶそうむかちよう
多摩区役所まちづくり推進部総務課長

あさおくやくしよ すいしんぶそうむかちよう
麻生区役所まちづくり推進部総務課長

じょうげすいどうきよくそうむぶしよむかちよう
上下水道局総務部庶務課長

こうつうきよくきかくかんりぶしよむかちよう
交通局企画管理部庶務課長

びょういんきよくそうむぶしよむかちよう
病院局総務部庶務課長

しょうぼうきよくそうむぶしよむかちよう
消防局総務部庶務課長

しみんおんぶずまんじむきよくじんけんおんぶずばーそんたんとうかちよう
市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当課長

きょういくいいんかいじむきよくそうむぶしよむかちよう
教育委員会事務局総務部庶務課長

きょういくいいんかいじむきよくきょういくせいさくしつたんとうかちよう
教育委員会事務局教育政策室担当課長

きょういくいいんかいじむきよくしよくいんぶきよくしよくいんじんじかちよう
教育委員会事務局職員部教職員人事課長

きょういくいいんかいじむきよくがっこうきょういくぶしどうかちよう
教育委員会事務局学校教育部指導課長

きょういくいいんかいじむきよくしょうがいがくしゅうぶしょうがいがくしゅうすいしんかちよう
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長

きょういくいいんかいじむきよくそうごうきょういくせんたーかりきゅらむせんたーしつちよう
教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター室長

せんきよかんりいいんかいじむきよくせんきよぶせんきよかちよう
選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長

かんさじむきよくぎょうせいかんさかちよう
監査事務局行政監査課長

じんじいいんかいじむきよくちようさかちよう
人事委員会事務局調査課長

ぎかいきよくそうむぶしよむかちよう
議会局総務部庶務課長

(4) 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会外国人市民施策専門部会設置要領

（目的及び設置）

第1条 本市における外国人市民施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱第6条第5項の規定に基づき、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会に外国人市民施策専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎市多文化共生社会推進指針（以下「指針」という。）の策定等に関する事。
- (2) 指針に基づく施策の進行管理に関する事。
- (3) 川崎市外国人市民代表者会議の提言に対する取組みに関する事。
- (4) その他、外国人市民施策の推進に関する事。

（組織）

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会長及び部会委員をもって組織する。

2 部会長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。

（部会長の職務）

第4条 部会長は、当該専門部会の事務を総理する。

（会議）

第5条 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が出席できない時は、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 専門部会は、円滑な運営を図るために、作業部会を設けることができる。
- 4 部会長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 専門部会の庶務は、市民文化局市民生活部多文化共生推進課において処理する。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

（中略）

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

べつびょう かわさきしじんけん だんじょきょうどうさんかくすいしんれんらくかいぎかんじかい
〔別表〕 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会

がいこくじんしみんしきくせんもんぶかいいいん
外国人市民施策専門部会委員

がかいちやう
◎は部会長

きよく めい 局 名	しよ ぞく 所 属
そうむきかくきよく 総務企画局	していぶろもーしょん すいしんしつたんとうかちやう シテイプロモーション推進室担当課長
	としせいさくぶたんとうかちやう 都市政策部担当課長
	としせいさくぶきかくちやうせいいたんとうかちやう 都市政策部企画調整課担当課長
	じんじぶじんじかちやう 人事部人事課長
しみんぶんかきよく 市民文化局	しみんせいかつぶちやう ◎市民生活部長
	じんけん だんじょきょうどうさんかくしつたんとうかちやう 人権・男女共同参画室担当課長
	しみんせいかつぶこせきじゆうみんさーびすかちやう 市民生活部戸籍住民サービス課長
	しみんせいかつぶたぶんかきやうせいすいしんかちやう 市民生活部多文化共生推進課長
	こみゆにていすいしんぶくせいすいしんかちやう コミュニティ推進部区政推進課長
けいざいろうどうきよく 経済労働局	ろうどうこやうぶたんとうかちやう 労働雇用部担当課長
けんこうふくしきよく 健康福祉局	そうむぶきかくかちやう 総務部企画課長
	ちやうじゅしゃかいぶこうれいしゃざいたくさーびすかちやう 長寿社会部高齢者在宅サービス課長
	ほけんいりやうせいさくぶたんとうかちやう 保健医療政策部担当課長
こどもみらいきよく 子ども未来局	そうむぶきかくかちやう 総務部企画課長
まちづくりきよく まちづくり局	じゅうたくせいさくぶじゅうたくせいびすいしんかちやう 住宅政策部住宅整備推進課長
ききかんりほんぶ 危機管理本部	ききかんりぶたんとうかちやう 危機管理部担当課長
きやういくいいんかいじむ 教育委員会事務 局	きやういくせいさくしつたんとうかちやう 教育政策室担当課長
	がっこうきやういくぶしどうかちやう 学校教育部指導課長
	しやうがいがくしゅうぶしやうがいがくしゅうすいしんかちやう 生涯学習部生涯学習推進課長
	そうごうきやういくせんたーかりきゅらむせんたーしつちやう 総合教育センターカリキュラムセンター室長

(5) 外国人市民への広報のあり方に関する考え方*

ねん がつついたちしこう 1998年4月1日施行	ねん がつついたち (2002年4月1日)	いちふかいせい 一部改正
	ねん がつついたち (2011年4月1日)	いちふかいせい 一部改正
	ねん がつついたち (2013年4月1日)	いちふかいせい 一部改正
	ねん がつついたち (2016年4月1日)	いちふかいせい 一部改正
	ねん がつついたち (2020年4月1日)	いちふかいせい 一部改正
	ねん がつついたち (2021年4月1日)	いちふかいせい 一部改正
	ねん がつついたち (2022年8月1日)	いちふかいせい 一部改正

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしやくかいぎ ねんどねんじほうこく ていげん う し しみんきょく げん しみんぶんかきょく およ
川崎市外国人市民代表者会議の1996年度年次報告・提言を受けて、市は、市民局（現 市民文化局）及び
かんけいぶじやくしやくいん かわさきしがいこくじんしみんこうほうけんきゅういんかい もう がいこくじんしみん こうほう かつ
関係部局職員による「川崎市外国人市民広報研究委員会」を設けて外国人市民への広報のあり方について
けんきゅう ほうこく もと こんご がいこくじんしみん こうほう つぎ かんが かつ おこな
研究しました。その報告に基づいて今後の外国人市民への広報については、次の考え方により行うこととし
ます。

〔基本方針〕

1 外国語による広報の充実

- (1) 市が行う広報のうち、外国人市民に関係がある情報については、できるかぎり多くの外国語で広報すること（以下、「多言語広報」という。）が望まれます。
- (2) 多言語広報が望ましい情報とその優先順位は、表1の基準によるものとします。

ひょう 表1 多言語広報の優先順位の基準

(1)	きんきゅう じたい たいおう かん じょうほう さいがい かいさい じこ とうなん きゅうきゅういりょうとう 緊急の事態の対応に関する情報（災害、火災、事故、盗難、救急医療等）
(2)	がいこくじんしみん せいかつ そうだん かん じょうほう そうだんまどくち あんないとう 外国人市民の生活・相談に関する情報（相談窓口の案内等）
(3)	がいこくじんしみん ぎむ かん じょうほう じゅうみんとうろく にゅうかんほうかんけい ぜいせいどう 外国人市民の義務に関する情報（住民登録、入管法関係、税制度等）
(4)	ほけん ふくし きょういく かん じょうほう にゅうようじけんしん ほいくえん しゅうがく しきじがつきゅうあんないとう 保健、福祉、教育に関する情報（乳幼児検診、保育園、就学、識字学級案内等）
(5)	にちじょうせいかつ かん じょうほう しょり す さが とう 日常生活に関する情報（ごみの処理、住まい探し等）
(6)	がいこくじんしみん りょう おお しせつじょうほう しみんかん くやくしよ きょうむあんないとう 外国人市民の利用の多い施設情報（市民館、区役所の業務案内等）

2 多言語広報を行う場合の言語

- (1) 多言語広報を行う場合は次の7言語で行うことを標準とします。
えいご ちゅうごくご ぼるとがご すべいんご かんこく ちょうせんご ふいりびのご べとなむご
英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、朝鮮語、フィリピン語*、ベトナム語
なお、外国人市民の居住状況を踏まえ、他の言語についても多言語化を検討するものとします。
*これまで「タガログ語」と表記してきたものを、現在通用している「フィリピン語」に改めます。
- (2) 外国人市民に関わりがある情報の日本語広報資料を作成する場合は、「川崎市〈やさしい日本語〉*ガイドライン」を参考に、平易でわかりやすい表現にするとともに、できるかぎり、「ひらがなのルビ」を付けることが望まれます。
- (3) 施設内外の表示・案内、道路案内、交通機関の行き先表示等は、英語（固有名詞はローマ字、普通名詞は英語）を併記するとともに絵文字（ピクトグラム）等を活用することが望まれます。

3 外国人市民向けの多言語広報資料に関する情報の管理等

- (1) 各局・区・委員会等が作成する多言語広報資料に関する情報は、市民文化局 市民生活部多文化共生

推進課（以下、「担当」と略す。）において管理します。

- (2) 担当は、多言語広報資料に関する情報の管理にあたっては、公益財団法人川崎市国際交流協会*と相互に連携して行うものとします。
- (3) 各局・区・委員会等は、多言語広報資料を作成しようとするときは、事前に担当に協議できるものとします。
- (4) 各局・区・委員会等は、多言語広報資料が完成したときは、第1号様式により担当に見本1部を添付して報告するものとします。ただし、印刷物を作成せず、ホームページに掲載するのみの場合、見本の提出は不要とします。
- (5) 多言語情報は、原則として電子化を行い、ホームページで公開するものとします。

4 外国人市民情報コーナー*の設置

外国人市民向けの多言語広報資料及び「ひらがなのルビ」付き広報資料を置くために、表2の施設に「外国人市民情報コーナー*」を設置します。

表2 外国人市民情報コーナー*を設置する施設

区別	区役所	市民館	図書館	その他
川崎区	川崎区役所	教育文化会館	川崎図書館	情報プラザ
幸区	幸区役所	幸市民館	幸図書館	
中原区	中原区役所	中原市民館	中原図書館	国際交流センター
高津区	高津区役所	高津市民館	高津図書館	
宮前区	宮前区役所	宮前市民館	宮前図書館	
多摩区	多摩区役所	多摩市民館	多摩図書館	
麻生区	麻生区役所	麻生市民館	麻生図書館	

5 外国人市民情報コーナー*への多言語広報資料の送付

- (1) 各局・区・委員会等は、多言語広報資料を区役所等の外国人市民情報コーナー*へ送付するときは、情報プラザに依頼するものとします。ただし、国際交流センターに対しては、各局・区・委員会等が「中原区役所気付」で直接送付します。
- (2) 外国人市民情報コーナー*を管理する施設が、多言語広報資料（時限的広報資料を除く）の補充、更新等を必要とするときは、直接作成局に依頼するものとします。

6 新たな外国人市民への「外国人のための相談窓口の御案内」の配布

- (1) 新たに市民となった外国人（市外からの転入者等）が、川崎市で生活する上で、特に、重要な事項の確認を容易に行うことができるように、多言語で作成した外国人のための相談窓口の御案内「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を区役所・支所の区民課、区民センターで配布します。
- (2) 区役所・支所は、「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の補充等を必要とするときは、直接担当に依頼するものとします。

7 外国人市民の意見、要望の把握

外国人市民が、外国語広報資料に関する意見をはじめ、市政に関する意見・要望等を表明することを容易にするために、「市長への手紙」の差し出し封筒等に「ひらがなのルビ」を付けます。

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん
(6) 川崎市外国人教育基本方針

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん 川崎市外国人教育基本方針 — 多文化共生の社会をめざして —

川崎市教育委員会
制定1986年(昭和61年)3月25日
改定1998年(平成10年)4月28日

I. 人権尊重としての教育

差別を排除し、人権尊重の精神を貫くことは、人間が人間として生きるための不可欠な事柄であるとともに、民主主義社会を支える基本原理である。日本国憲法は基本的人権を保障し、教育基本法ではその確立をはかることが根本においては教育の力にまつべきものであるとうたっている。さらに日本は、1979年に内外人の平等と外国人が教育を受ける権利及び市民生活上のすべての実質的差別的排除を明確にうたっている国際人権規約を批准した。

その後、1982年に難民条約、1994年に子どもの権利条約、1995年には人種差別撤廃条約の批准が実現し、民族差別を含むあらゆる差別的禁止のみならず、社会における少数の立場の者(マイノリティ)の文化を尊重し支援することも、人権保障の一環として位置づけられている。

今や世界は人権と共生の時代であり、平和の実現と人権尊重の取組は、国としてはもとより、地域社会における人権文化の構築とも結びつけて考えていかなければならない時代となっており、そのために果たす教育の役割と責任は極めて大きい。

II. 本市の外国人市民の成り立ちと現状

1 〔歴史的な経緯……在日韓国・朝鮮人〕

川崎市の外国人登録者は、現在2万人を超え、全人口の2%、国籍数では107か国を数えるようになった(1997年末現在)。そのうち、韓国・朝鮮国籍者は、全外国人の45%を占めており、本市は依然として韓国・朝鮮人の多住地域といえる。

このように本市に韓国・朝鮮人が多く住むようになったのは、京浜工業地帯の中核都市である本市に日本の植民地支配によって工場労働者等としてつれてこられた結果である。

これらの人々の多くは、今なお日常生活において深刻な民族差別を受けており、そのため学校や地域社会において日本名を名のするなど、民族としての自らの存在を明らかにできないような場合もある。

韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は、本市だけでなく広く日本社会に根強く存在しており、多くの韓国・朝鮮人は教育、就労、福祉等あらゆる生活面で厳しい民族差別を受け深刻な問題となっている。さらに見落としてはならない重要なことは、これらの偏見が歴史的に作られたものであるという点である。すなわち、1910年「韓国併合」により、日本が朝鮮を植民地として以来、一方では多年にわたり植民地支配の合理化につながるような民族優越意識を教育を通じて国民に浸透させ、他方において朝鮮民族固有の文化や言語を否定されるべきものであるかのごとくにとらえ、創氏改名制度などを通じて日本への同化政策を進めた結果生まれたものである。

川崎市教育委員会は、こうした事実の持つ意味を厳しく受けとめ、教育の課題としてとらえ、本市における公教育を推進するにあたっては、市民一人ひとりの差別解消のための不断の努力を促していかなければならない。

2 〔国際化の動向 …… 世界各地からの外国人〕

近年、さまざまな分野における国際化の流れは世界各地で著しく進展しており、日本においても、1980年代後半から、国際結婚や就学生・留学生等として新たに来日する外国人が増加している。加えて、1990年の出入国管理法の改正に伴う日系労働者や技能研修生の受入れにより、さまざまな国の外国人が生活するようになっており、本市も例外ではない。また、数の上では少ないが、中国帰国関係者やインドシナ難民として日本に定住するようになった人たちもいる。このことは、さまざまな文化的背景をもつ外国人が同じ地域社会に暮らし、また、日本語の理解が十分でない外国人も多数生活していることを意味している。

これらの外国人は生活上の不自由さをかかえながら、国籍条項や在留資格による制限に加え、人種や民族等の違いにより、さまざまな生活の局面において差別や偏見にさらされている。また、社会参加や政治参加の権利も未だ十分に保障されているとはいえ、母語や母文化*等を表現したり学ぶことのできる場も限られたものになっている。

さらに配慮しなければならないことは、国籍上では見えない民族的・文化的な側面として、国際結婚により生まれた子や多文化を受け継いでいる日本国籍者等が直面している問題がある。かれらは多文化を受け継いでいることにより、本来、文化をつなぐ豊かな可能性を有しているにもかかわらず、ともすると日本人と見なされることにより、日本と異なる文化の獲得や表現ができにくく、安定した自己の主体形成にゆがみをもたられかねない状況に追いやられている。これに似た問題は、海外からの帰国児童・生徒をめぐっても見受けられる。

このような新たな課題解決にむけた取組も、教育の役割として問われている。

Ⅲ. 多文化共生の社会をめざして

川崎市教育委員会は、これらの教育課題の解決に向け、まず、すべての子どもの学習権を保障し、教育の世界における内外人の平等、人間平等の原則の徹底に努め、社会における少数の立場の者（マイノリティ）の文化を尊重し、あわせて外国人市民の社会参加を積極的に支援していかなければならない。そして、在日外国人が、民族的自覚と誇りを持ち自己を確立し、市民として日本人と連帯し、相互の立場を尊重しつつともに生きる地域社会の創造をめざして活動することを保障しなければならない。このことはまた、日本人の人権意識と国際感覚を高めることにもつながる。そして、このような環境を整えることは人間都市の創造をめざす本市教育行政の責務でもある。

在日外国人教育は、多文化共生の社会をめざす教育の営みでもあり、日本人と外国人の双方の豊かさを育み、違いが豊かさとして響き合う人間関係や社会をつくりだしていくことをめざさなければならぬ。そのためには、日本社会に根強い同化と排除意識からの脱却をはかり、過去の歴史的経緯をしっかりと認識することが、偏見や差別意識を取り除く上で欠かせない視点となる。

さらに多文化共生の社会をめざす教育は、日本人と外国人の間だけにかぎらず、あらゆる人が、相互の違いを認め合い尊重しあい、ともに生きていく地域社会をつくりあげていく力になるように展開していかなければならない。

川崎市教育委員会は、以上のような認識に立脚して、教育の主体性と責任のもとに、次に示す基本事項の通り、人権尊重と国際理解そして多文化共生をめざす在日外国人教育を積極的にすすめる。

Ⅳ. 教育関係者の役割とめざすべき方向性

1 基本的な考え方

- (1) 国籍・民族等にかかわらず、すべての子どもの学習権を保障し、教育における内外人の平等、人間平等の原則の徹底に努める。
- (2) 社会における少数の立場の者（マイノリティ）の文化を尊重し、あわせて外国人市民の積極的な社会参加を支援する。
- (3) 日本人と外国人の相互の豊かさにつながる共生の教育をめざし、過去の歴史的な経緯をしっかりとおさえ、同化や排除意識からの脱却をはかる。

2 教育行政および教育関係者の取り組み（注：児童の中には幼児を含む）

- (1) 本市に在住する児童・生徒をはじめとする外国人の実態把握に努める。
- (2) 在日外国人が民族的自覚と誇りを培い、生活文化の向上をはかるための自主的活動に対して支援協力する。
- (3) 研修会や研究会等を通して、多文化共生社会への理解を深め、在日外国人に対する正しい教育観の確立と指導力の向上をはかる。
- (4) 在日外国人教育を充実するために関係機関との連携を深め、施策の拡充や推進体制の整備に努め、各種資料を作成する。
- (5) 児童・生徒をはじめ、外国人保護者等の思いを大切に受けとめ、多文化共生をめざす教育の推進に生かすよう努める。
- (6) 在日外国人が、自由に自ら多様な生き方を選択できるよう、進路保障の取組をすすめる。
- (7) 戦後の困難な時代から民族教育を推進してきた市内の外国人学校との交流を深め促進する。

3 児童・生徒に対して

- (1) すべての児童・生徒に対して、相互の豊かな人間関係を育むように努め、違いを認め合い尊重し合う意識や態度を培う。
- (2) すべての児童・生徒に対して、命を大切に、自分を信頼し、自分に誇りがもてるような支援と生きる力の基礎となる学力の保障に努める。
- (3) すべての児童・生徒に対して、豊かな人権意識や感性を育み、民族差別や偏見を見抜き、それを批判し、許さない力を養う。
- (4) すべての児童・生徒に対して、日本と外国、特に韓国・朝鮮との歴史的・文化的関係を理解させ、国際理解、国際協調の精神を養うとともに、ともに生きる態度を培う。
- (5) 在日外国人児童・生徒に対して、その民族としての歴史・文化・社会的立場を正しく認識することを励まし助け、自ら本名を名のり、民族差別や偏見に負けない力を身につけることができるよう支援する。
- (6) 在日外国人児童・生徒に対して、自由に自ら多様な生き方を選択し、たくましく生きぬくことができるよう進路指導の充実をはかる。
- (7) 日本人児童・生徒に対して、これまでの歴史的経緯を踏まえ、多様な文化を学び受容する教育活動を通じて、日本人としての豊かな国際感覚を育む。

4 すべての市民に対して

- (1) 在日外国人に対する差別や偏見を取り除くための啓発活動を推進する。
- (2) 広く市民に対して、在日外国人問題についての理解を深める学習活動を推進する。
- (3) 日本人と在日外国人が、ともに手をたずさえて地域社会の創造をめざす活動を推進する。

付記：具体的課題については、計画的に推進する。

かわさきしちいきにほんごきょういくすいしんほうしん
 (7) 川崎市地域日本語教育推進方針

かわさきしちいきにほんごきょういくすいしんほうしん
 川崎市地域日本語教育推進方針*

きほんもくひょう

< 基本目標 >

「多文化共生社会」の実現に向けて、外国人市民が、日常生活及び社会生活を円滑に営み、個人として本来もっている豊かな能力を発揮して、市民として主体的に地域社会に関わることができるよう、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

きほんりねん

< 基本理念 >

1 人権と多様性の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえながら、日本語教育に関わるすべての人が互いに認め合い、人権や多様性が尊重され、日本語教育の取組が多文化共生社会の実現につながるよう、取組の推進に努めます。

2 社会参加の促進

言語の習得は、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段であることを認識するとともに、学習者が地域社会に参加しやすくなるよう、環境の整備に努めます。

しさく ほうこうせい

< 施策の方向性 >

1 日本語教育の機会の拡充等

- (1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- (2) 外国人留学生等に対する日本語教育
- (3) 外国人労働者に対する日本語教育
- (4) 難民等に対する日本語教育
- (5) 地域における日本語教育

2 各主体との連携

3 地域社会との連携

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

5 日本語教育に関する情報の提供等

6 推進体制の整備

※ 6つの「施策の方向性」における「施策の取組内容」については、次ページ以降参照

● <施策の方向性>と【施策の取組内容】(見出しまとめ)

< 施策の方向性 >

1 日本語教育の機会の拡充等

(1) 外国につながる幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 外国につながる児童、生徒等に対して、生活に必要な日本語、学習に必要な日本語の習得支援及び学習支援の充実を図ります。
- ② 外国につながる幼児に対して、就学につながる取組を推進します。
- ③ 幼児、児童、生徒等の保護者に対して、日本語学習の必要性について周知・啓発に取り組みます。
- ④ 外国につながる児童、生徒等の多様なニーズに対応した相談・支援の場の充実に努めます。

(2) 外国人留学生等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語学校や大学等との連携に努めます。
- ② 外国人留学生等と地域が交流する取組を推進します。
- ③ 留学生等の就労に向けた施策の充実を図ります。

(3) 外国人労働者に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 企業・経済団体との連携に向けた取組を推進します。
- ② 働くための日本語や生活に必要な日本語の習得を支援する取組を推進します。
- ③ 外国人労働者のキャリアアップを支援する取組を推進します。

(4) 難民等に対する日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 日本での生活を送るための基礎的な日本語が習得できるよう、日本語を学習する場の提供や情報提供を行います。
- ② 難民等を支援する団体等と連携を図り、支援ニーズに応じた施策の実施に努めます。

(5) 地域における日本語教育

【施策の取組内容】

- ① 多様なニーズに対応するため、ICTの活用を含む様々な学習機会の拡充を図ります。
- ② 日本語学習やその意義に関する広報・啓発の充実に向けた取組や市内の日本語教室等の情報を一元化し、外国人市民が日本語教育の情報を得ることができる環境整備に向けた取組を推進します。
- ③ 日本語を学んできた外国人市民や様々な世代による地域参加を促進します。

2 各主体との連携

【施策の取組内容】

- ① 総合調整会議において各主体との分野横断的な連携・協力を図ります。
- ② 各分野における更なる連携・協力を図るため取組を推進します。

3 地域社会との連携

【施策の取組内容】

- ① 外国人市民が社会に参加して共生していくために、相互理解の促進を図ります。
- ② 地域社会における共通言語となる〈やさしい日本語〉の普及と活用を推進します。

4 日本語教育に関わる者の能力及び資質の向上等

【施策の取組内容】

- ① ボランティアの養成やブラッシュアップのための機会の提供とその充実に努めます。
- ② 地域日本語ボランティアとして関わる人、これから関わりたい人に向けた情報を提供するための取組を推進します。

5 日本語教育に関する情報の提供等

【施策の取組内容】

- ① 市内の日本語教育に関する情報を一元化して提供します。
- ② 多文化共生への理解を深める取組を推進します。

6 推進体制の整備

【施策の取組内容】

- ① 地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた取組を推進します。
- ② 国の動向を注視し、日本語教育における最新の事態や課題、ニーズ等を把握するため、情報を収集するとともに情報提供・発信に努めます。
- ③ 国との連携を図るとともに、適切な役割分担を踏まえた地域日本語教育の取組を推進するため、必要な要望や働き掛けをしていきます。

4 本市の外国人住民人口

(1) 国籍・地域別外国人住民人口の推移 (各月末日現在・人)

	2013.3 (H25)	2014.3 (H26)	2015.3 (H27)	2016.3 (H28)	2017.3 (H29)	2018.3 (H30)	2019.3 (H31)	2020.3 (R2)	2021.3 (R3)	2022.3 (R4)	2023.3 (R5)	2023.12 (R5)
1	9,716 ちゅうごく (中国)	9,956 ちゅうごく (中国)	10,787 ちゅうごく (中国)	11,527 ちゅうごく (中国)	12,905 ちゅうごく (中国)	14,182 ちゅうごく (中国)	15,410 ちゅうごく (中国)	16,606 ちゅうごく (中国)	15,807 ちゅうごく (中国)	15,072 ちゅうごく (中国)	15,779 ちゅうごく (中国)	16,514 ちゅうごく (中国)
2	8,060 かんこく (韓国・朝鮮)	7,922 かんこく (韓国・朝鮮)	7,812 かんこく (韓国・朝鮮)	7,842 かんこく (韓国・朝鮮)	7,979 かんこく (韓国・朝鮮)	7,558 かんこく (韓国)	7,621 かんこく (韓国)	7,663 かんこく (韓国)	7,355 かんこく (韓国)	7,089 かんこく (韓国)	7,297 かんこく (韓国)	7,188 かんこく (韓国)
3	3,564 ふいりびん (フィリピン)	3,653 ふいりびん (フィリピン)	3,771 ふいりびん (フィリピン)	3,898 ふいりびん (フィリピン)	4,037 ふいりびん (フィリピン)	4,226 ふいりびん (フィリピン)	4,441 ふいりびん (フィリピン)	4,700 ふいりびん (フィリピン)	4,651 ふいりびん (フィリピン)	4,713 ふいりびん (フィリピン)	5,062 ふいりびん (フィリピン)	5,702 べとなむ (ベトナム)
4	962 いんど (インド)	936 べとなむ (ベトナム)	1,294 べとなむ (ベトナム)	1,868 べとなむ (ベトナム)	2,309 べとなむ (ベトナム)	2,857 べとなむ (ベトナム)	3,448 べとなむ (ベトナム)	4,398 べとなむ (ベトナム)	4,625 べとなむ (ベトナム)	4,312 べとなむ (ベトナム)	4,970 べとなむ (ベトナム)	5,293 ふいりびん (フィリピン)
5	774 ぶらじる (ブラジル)	807 いんど (インド)	774 いんど (インド)	841 たいわん (台湾)	938 おぼーる (ネパール)	1,129 おぼーる (ネパール)	1,295 おぼーる (ネパール)	1,541 おぼーる (ネパール)	1,556 おぼーる (ネパール)	1,607 おぼーる (ネパール)	1,920 おぼーる (ネパール)	2,277 おぼーる (ネパール)
6	773 べとなむ (ベトナム)	756 ぶらじる (ブラジル)	745 たいわん (台湾)	826 いんど (インド)	937 たいわん (台湾)	1,069 いんど (インド)	1,208 いんど (インド)	1,431 いんど (インド)	1,323 いんど (インド)	1,293 いんど (インド)	1,522 いんど (インド)	1,578 いんど (インド)
7	682 べいこく (米国)	650 べいこく (米国)	733 べいこく (米国)	779 べいこく (米国)	915 いんど (インド)	1,033 たいわん (台湾)	1,115 たいわん (台湾)	1,237 たいわん (台湾)	1,127 たいわん (台湾)	1,107 たいわん (台湾)	1,281 べいこく (米国)	1,305 べいこく (米国)
8	492 べるー (ペルー)	590 たいわん (台湾)	712 ぶらじる (ブラジル)	740 おぼーる (ネパール)	828 べいこく (米国)	959 べいこく (米国)	1,018 べいこく (米国)	1,078 べいこく (米国)	1,098 べいこく (米国)	1,081 べいこく (米国)	1,231 たいわん (台湾)	1,285 たいわん (台湾)
9	491 たい (タイ)	515 たい (タイ)	542 たい (タイ)	733 ぶらじる (ブラジル)	749 ぶらじる (ブラジル)	783 ぶらじる (ブラジル)	816 ぶらじる (ブラジル)	877 ぶらじる (ブラジル)	876 ぶらじる (ブラジル)	845 ぶらじる (ブラジル)	923 いんどねしあ (インドネシア)	1,233 いんどねしあ (インドネシア)
10	429 たいわん (台湾)	487 べるー (ペルー)	531 おぼーる (ネパール)	579 たい (タイ)	616 たい (タイ)	644 たい (タイ)	679 たい (タイ)	682 たい (タイ)	669 いんどねしあ (インドネシア)	640 いんどねしあ (インドネシア)	867 ぶらじる (ブラジル)	861 ぶらじる (ブラジル)
た その他	3,179	3,299	3,629	3,944	4,205	5,147	5,584	6,195	6,081	6,001	6,940	7,558
がいこくじんそうすう 外国人総数	29,122	29,571	31,330	33,577	36,418	39,587	42,635	46,408	45,168	43,760	47,792	50,794
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.17%	2.03%	2.13%	2.26%	2.43%	2.62%	2.80%	3.06%	2.93%	2.84%	3.10%	3.29%

(2) 国籍・地域別外国人住民人口 (全国籍・地域)

2023 (令和5) 年12月末日現在

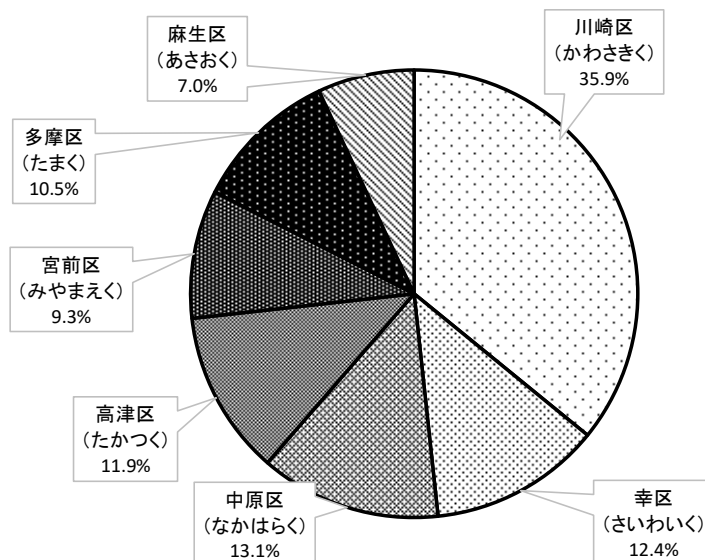
No.	国籍/地域	人	No.	国籍/地域	人	No.	国籍/地域	人
1	中国	16,514	51	フィンランド	24	101	ハイチ	3
2	韓国	7,188	52	キルギス	23	102	ラトビア	3
3	ベトナム	5,702	53	ラオス	23	103	シエラレオネ	3
4	フィリピン	5,293	54	モロッコ	23	104	アゼルバイジャン	3
5	ネパール	2,277	55	オーストリア	21	105	アルバニア	2
6	インド	1,578	56	アイルランド	21	106	バーレーン	2
7	米国	1,305	57	エジプト	21	107	中央アフリカ	2
8	台湾	1,285	58	ケニア	20	108	エストニア	2
9	インドネシア	1,233	59	ボルトガル	19	109	ガンビア	2
10	ブラジル	861	60	カザフスタン	18	110	アイスランド	2
11	ミャンマー	786	61	パラグアイ	18	111	ヨルダン	2
12	タイ	746	62	ハンガリー	17	112	ミクロネシア	2
13	ペルー	488	63	ジャマイカ	17	113	モルドバ	2
14	バングラデシュ	434	64	チリ	16	114	パラオ	2
15	スリランカ	424	65	コンゴ民主共和国	16	115	サウジアラビア	2
16	朝鮮	419	66	コートジボワール	15	116	ウルグアイ	2
17	英国	379	67	シリア	15	117	スロベニア	2
18	フランス	313	68	ジンバブエ	13	118	スロバキア	2
19	モンゴル	307	69	デンマーク	11	119	パレスチナ	2
20	マレーシア	304	70	ノルウェー	11	120	コンボ	2
21	ロシア	252	71	イスラエル	10	121	アラブ首長国連邦	1
22	カナダ	233	72	ブータン	9	122	ボツワナ	1
23	ドイツ	196	73	ギニア	9	123	バハマ	1
24	オーストラリア	156	74	アルジェリア	8	124	ベリーズ	1
25	カンボジア	152	75	カメルーン	8	125	ブルネイ	1
26	パキスタン	113	76	キューバ	8	126	コンゴ共和国	1
27	イタリア	106	77	ベナン	8	127	キプロス	1
28	イラン	86	78	ブルガリア	7	128	ドミニカ	1
29	スペイン	82	79	コスタリカ	7	129	エルサルバドル	1
30	アルゼンチン	75	80	グアテマラ	7	130	ガイアナ	1
31	シンガポール	61	81	ペルー	6	131	クウェート	1
32	トルコ	61	82	クロアチア	6	132	レバノン	1
33	メキシコ	59	83	フィジー	6	133	ルクセンブルク	1
34	ポリビア	57	84	ギリシャ	6	134	マダガスカル	1
35	ガーナ	56	85	リトアニア	6	135	オマーン	1
36	ニュージーランド	52	86	マラウイ	6	136	モリシャス	1
37	ウズベキスタン	50	87	タンザニア	6	137	モザンビーク	1
38	スウェーデン	46	88	ベネズエラ	6	138	北マケドニア	1
39	ナイジェリア	43	89	エクアドル	5	139	ニカラグア	1
40	コロンビア	41	90	ザンビア	5	140	パナマ	1
41	ウクライナ	40	91	チェコ	4	141	スーダン	1
42	アフガニスタン	39	92	イラク	4	142	タジキスタン	1
43	ポーランド	39	93	マリ	4	143	サモア	1
44	チュニジア	35	94	ルワンダ	4	144	アルメニア	1
45	オランダ	34	95	トリニダード・トバゴ	4	145	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1
46	南アフリカ共和国	33	96	ウガンダ	4		無国籍	7
47	ルーマニア	32	97	ブルキナファソ	4		空欄※	30
48	ベルギー	30	98	ジョージア	4		※出生による経過滞在者	
49	スイス	28	99	セルビア	4		合計 50,794人	
50	セネガル	25	100	エチオピア	3			

(3) 区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

2023 (令和5) 年12月末日現在

	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	6,496 ちゅうごく (中国)	2,419 ちゅうごく (中国)	2,144 ちゅうごく (中国)	1,564 ちゅうごく (中国)	1,164 ちゅうごく (中国)	1,524 ちゅうごく (中国)	1,203 ちゅうごく (中国)	16,514 ちゅうごく (中国)
2	2,849 かんこく (韓国)	822 かんこく (韓国)	1,039 かんこく (韓国)	788 かんこく (韓国)	624 かんこく (韓国)	665 べとなむ (ベトナム)	432 かんこく (韓国)	7,188 かんこく (韓国)
3	2,507 べとなむ (ベトナム)	623 べとなむ (ベトナム、フィリピン)	565 ふいりびん (フィリピン)	719 ふいりびん (フィリピン)	580 ふいりびん (フィリピン)	634 かんこく (韓国)	252 べとなむ (ベトナム)	5,702 べとなむ (ベトナム)
4	2,024 ふいりびん (フィリピン)	—	447 べとなむ (ベトナム)	690 べとなむ (ベトナム)	518 べとなむ (ベトナム)	584 ふいりびん (フィリピン)	248 いんど (インド)	5,293 ふいりびん (フィリピン)
5	738 ねばーる (ネパール)	539 ねばーる (ネパール)	331 ねばーる (ネパール)	260 ねばーる (ネパール)	237 べいこく (米国)	283 ねばーる (ネパール)	198 ふいりびん (フィリピン)	2,277 ねばーる (ネパール)
6	629 いんど (インド)	176 いんど (インド)	300 べいこく (米国)	256 べいこく (米国)	212 いんどねしあ (インドネシア)	178 べいこく (米国)	150 べいこく (米国)	1,578 いんど (インド)
7	511 ぶらじる (ブラジル)	149 たいわん (台湾)	291 たいわん (台湾)	200 いんどねしあ (インドネシア)	149 たいわん (台湾)	144 いんどねしあ (インドネシア)	125 いんどねしあ (インドネシア)	1,305 べいこく (米国)
8	307 べーる (ペルー)	100 みやんまー (ミャンマー)	171 いんどねしあ (インドネシア)	185 いんど (インド)	103 いんど (インド)	122 たいわん (台湾)	122 ばんぐらでしゅ (バングラデシュ)	1,285 たいわん (台湾)
9	294 たいわん (台湾)	90 いんどねしあ (インドネシア)	152 いんど (インド)	176 たいわん (台湾)	102 みやんまー (ミャンマー)	115 みやんまー (ミャンマー)	104 たいわん (台湾)	1,233 いんどねしあ (インドネシア)
10	291 いんどねしあ (インドネシア)	87 べいこく (米国)	108 たい (タイ)	89 たい (タイ)	93 たい (タイ)	90 すりらんか (スリランカ)	58 みやんまー (ミャンマー)	861 ぶらじる (ブラジル)
た ごうけい わりあい 他の国籍 合計(人) 割合(%)	1,582 18,228 35.9	672 6,300 12.4	1,102 6,650 13.1	1,093 6,020 11.9	934 4,716 9.3	991 5,330 10.5	658 3,550 7.0	7,558 50,794 100.0

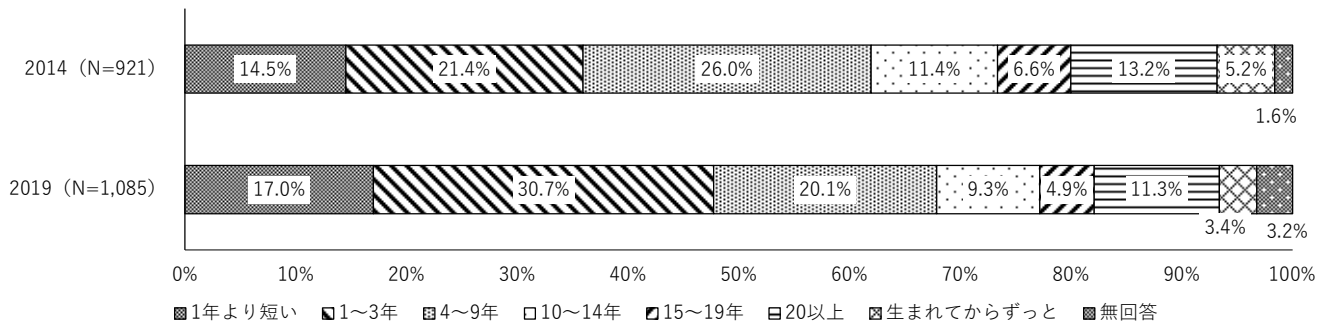
【区別外国人住民人口比率】



5 2019（令和元）年度川崎市外国人市民意識実態調査結果（抜粋）

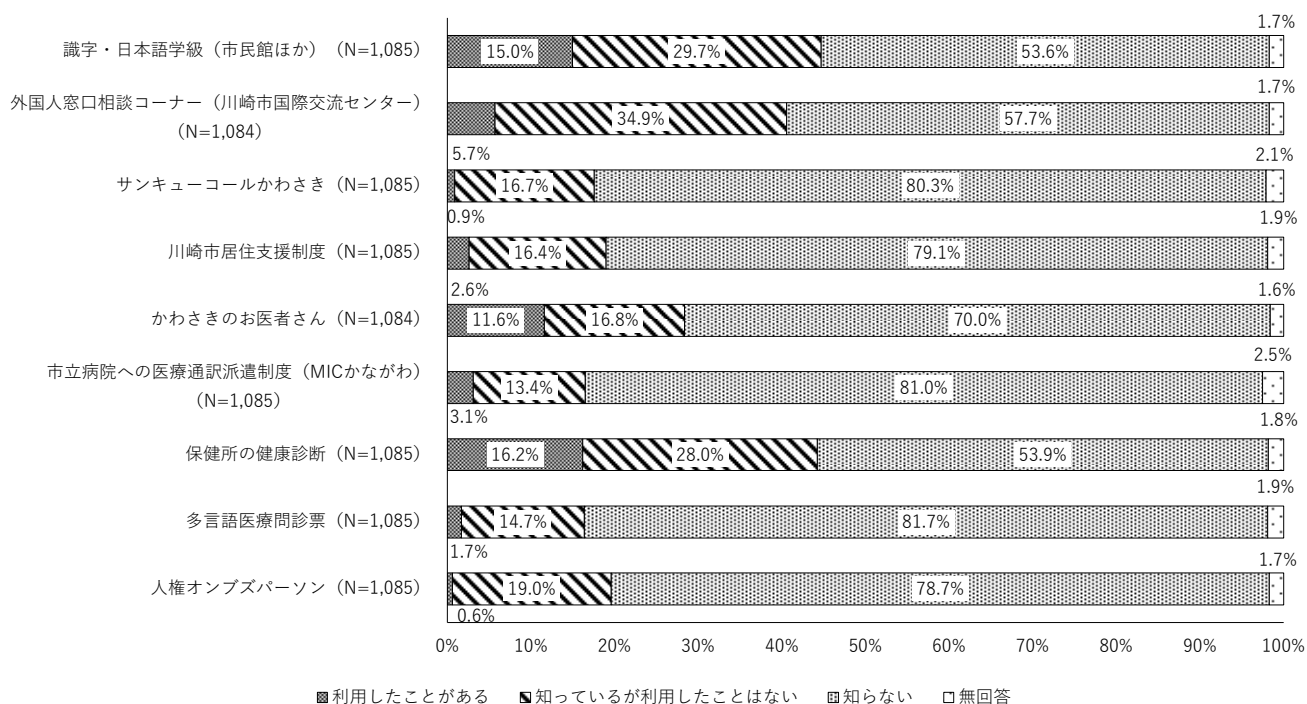
（1）市内居住年数

2014（平成26）年に実施した同様の調査と比較すると、居住年数3年未満が全体の35.9%から47.7%に増加していることから、新たな外国人住民が増加していることが読み取れる。



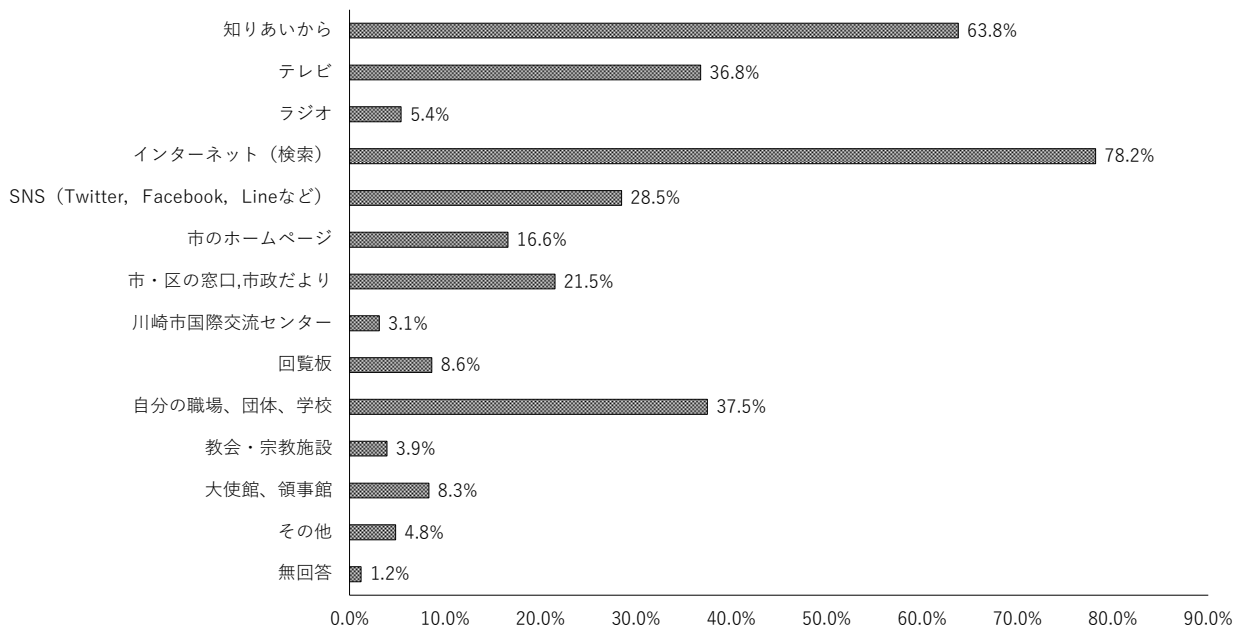
（2）市のサービス・制度の認知・利用状況

認知・利用度が比較的高いのは「保健所の健康診断」、市民館などで行っている「識字・日本語学級」、川崎市ウェブサイト上の病院検索システム「かわさきのお医者さん」である。国際交流センターで行っている外国人窓口相談については、「利用したことがある」が5.7%で、「知っているが利用したことがない」という回答が34.9%であった。



(3) 日常生活に必要な情報の入手経路（複数回答）

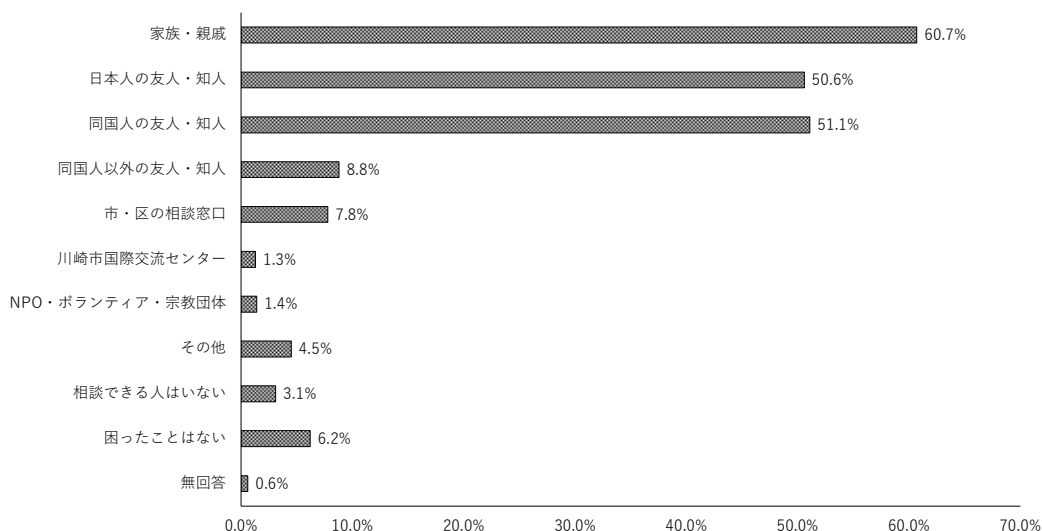
「インターネット」が78.2%で最も多く、次に「知り合いから」が63.8%、「自分の職場、団体、学校」が37.5%となっている。「市のホームページ」「市・区の窓口、市政だより」「国際交流センター」などの回答は少なく、行政関係の入手経路はあまり活用されていない。



(4) 生活で困ったときに相談する相手（複数回答）

「家族・親戚」に相談するという回答が最も多く、次いで「同国人の友人・知人」「日本人の友人・知人」が多かった。「市・区の相談窓口」「国際交流センター」など行政関係の相談窓口

に相談するという回答は少ない。

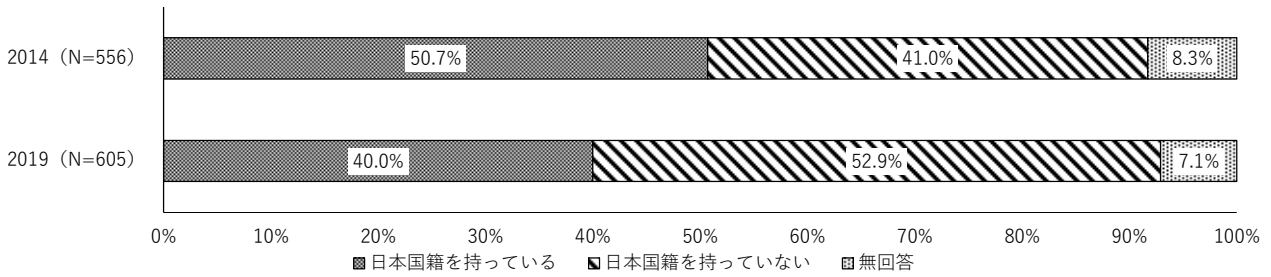


(5) 同居している子どもの国籍

日本国籍を「持っている」が40.0%、「持っていない」が52.9%で、前回調査と比較すると

「持っている」が10.7ポイント減少し、「持っていない」が11.9ポイント増加している。これ

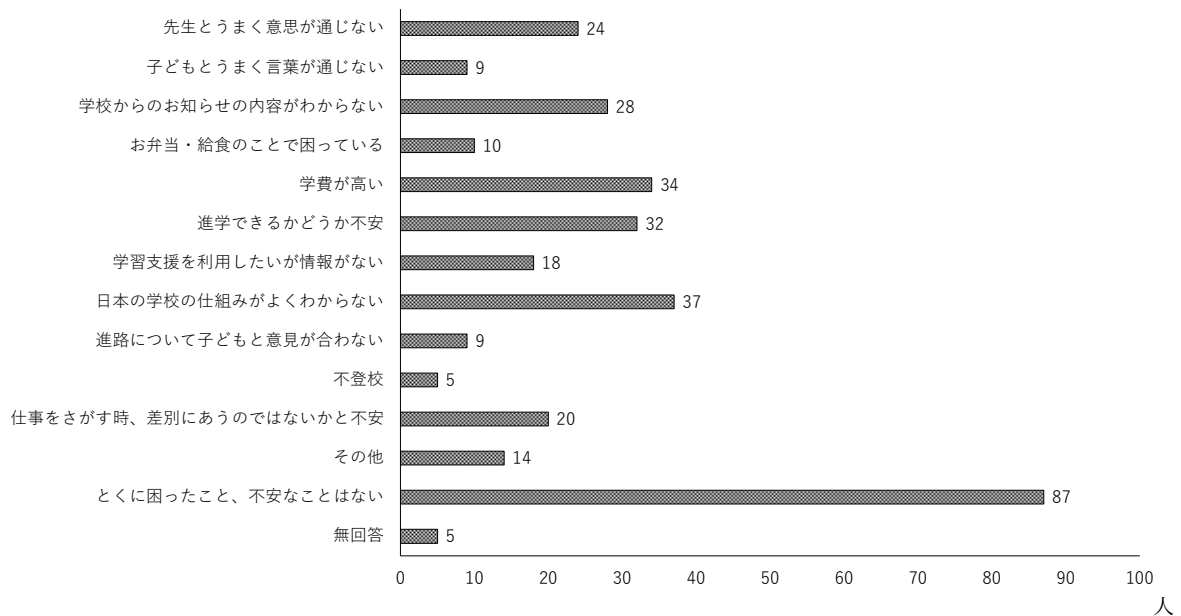
は、両親ともに外国籍の家庭の割合が増加していることによるものだと考えられる。



(6) 保護者として学校と進路について困っていること (複数回答)

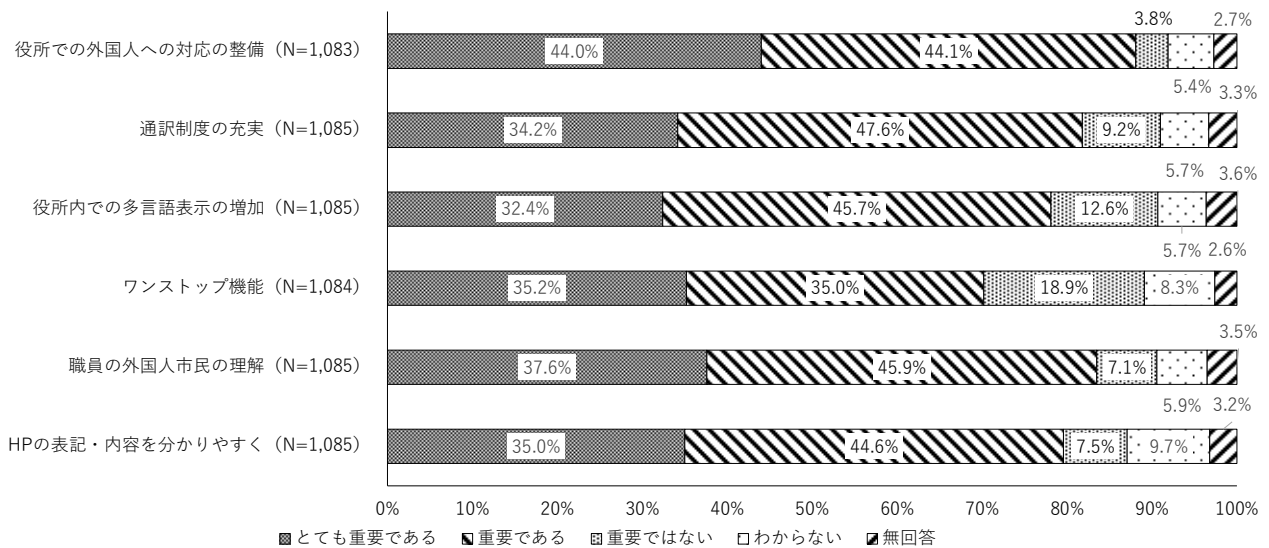
「日本の学校の仕組みがよくわからない」が37人と最も多く、次いで学費が高い34人、「進学

できるかどうか不安」が32人と続き、学校の仕組みや教育制度に対する不安が示された。



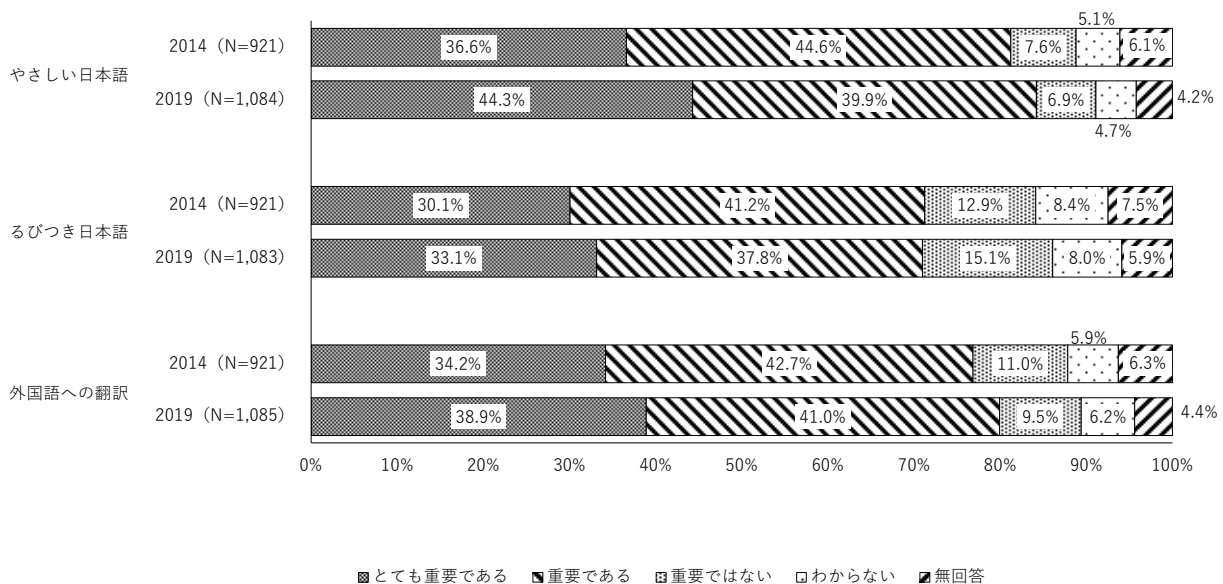
かわさきし がいこくじんしみん たいおう
 (7) 川崎市での外国人市民への対応

いずれの項目でも、「とても重要である」と「重要である」の合計が7割を超えており、なかでも「役所での外国人市民への対応の整備」「職員の外国人市民への理解」が「とても重要である」という回答が多く見られた。



たげんご じょうほうていきょう
 (8) 多言語による情報提供について

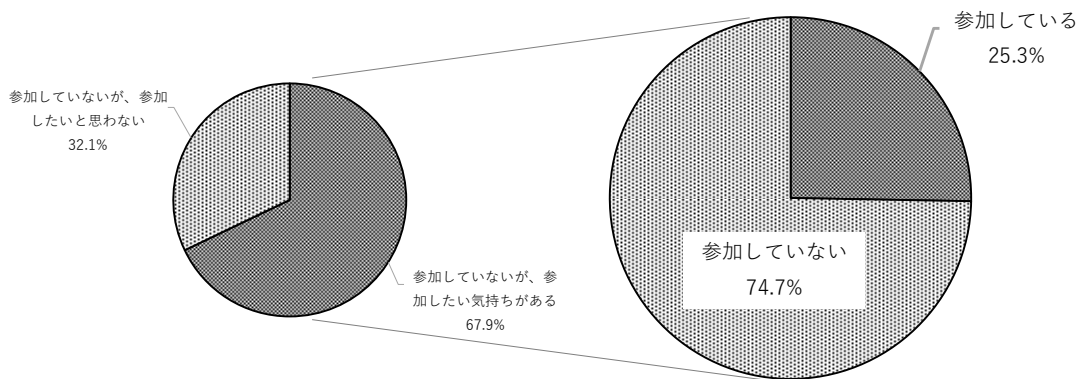
「やさしい日本語」「るびつき日本語」「外国語への翻訳」のいずれの項目ともに、回答者は重要であると考えている。「やさしい日本語」と「外国語への翻訳」は前回調査より「とても重要である」と「重要である」の合計が増加している。



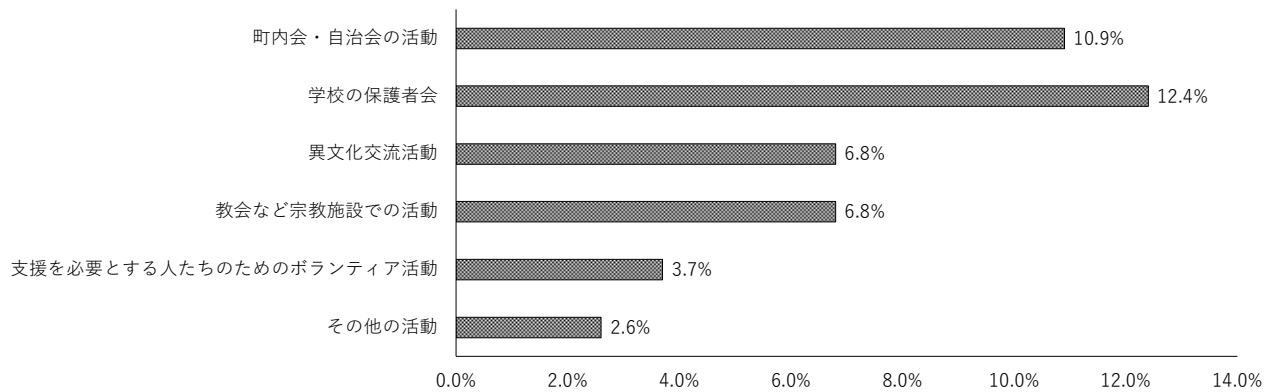
ちいきかつどう さんか ふくすうかいとう
 (9) 地域活動への参加 (複数回答)

ちいきかつどう さんか さんか かつどうないよう がっこう ほごしゃかい
 地域活動への参加では「参加している」は 25.3%で、活動内容としては「学校の保護者会」
 が 12.4%で最も高く、次いで「町内会・自治会の活動」が 10.9%となっている。

また、「参加していない」は 74.7%であったが、参加していない人のうち、「参加したい気持ち
 がある」人が 67.9%で「参加したいと思わない」人の 32.1%よりも 35.8ポイント高かった。



【参加している活動】



6 ようごかいせつ ごじゅうおんじゅん 用語解説 (五十音順)

いりょうつうやくはけんしすてむ 医療通訳派遣システム

日本語を話すことができない外国籍患者が安心して医療を受けられるよう、医療通訳相談窓口にいるコーディネーターが、協定を結んでいる医療機関からの派遣依頼を受け、依頼に対応できる医療通訳スタッフを調整、派遣するシステム

がいこくじんこうれいしやふくしてあて 外国人高齢者福祉手当

戦前に来日し、戦前戦後を通じて川崎市に居住している1929(昭和4)年8月15日以前生まれの外国人市民に、2023(令和5)年度現在、月額22,000円の手当を支給している。

がいこくじんざい うけい きょうせい そうごうてきたいおうさく 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

2018(平成30)年12月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係関係会議」にて決定し、以降2023(令和5)年現在まで毎年改訂されている。外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となつて、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②生活者としての外国人に対する支援、③外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組及び、④新たな在留管理体制の構築など、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進し、今後も対応策の充実を図ることとした。

がいこくじんしみんじょうほうこーな 外国人市民情報コーナー

「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の中で設置がうたわれ、現在、各区の区役所及び教育文化会館、市民館、図書館、また、川崎区の市役所本庁舎の情報プラザと中原区の国際交流センターに設置されており、外国人市民向けの多言語広報資料及び「ひらがなのルビ」つき資料を置いている。

がいこくじんしみん かか じゅうみんきほんだいちようせいど 外国人市民に係る住民基本台帳制度

外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象に加えた「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が2021(平成24)年7月9日に施行され、中長期在留者及び特別永住者等を対象として住民票が作成されることになった。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html

がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが かた 外国人市民への広報のあり方に関する考え方

外国人市民代表者会議の1996(平成8)年度提言を受け、当時の市民局及び関係部局職員による「川崎市外国人市民広報研究委員会」を設けて研究し、その報告に基づき1998(平成10)年に施行した外国人市民への広報についての考え方

がいこくじんしんしんしょうがいしやふくしてあて 外国人心身障害者福祉手当

市内に居住する外国人または外国人であった人で、1982(昭和57)年1月1日以前に20歳に達しており、その日以前に心身障害者であった人及び同年1月1日で35歳に達しており同年1月1日～1986(昭和61)年3月31日までに心身障害者になった人に、障害の程度により月額44,500円又は32,500円(いずれも2023(令和5)年度現在)の手当を支給している。

がいこくじん きぼーとせんたー かながわ外国人すまいサポートセンター

外国人の賃貸住宅入居を支援するために神奈川県、神奈川県内不動産業界、民族団体、NGO等との協力のもとに設立されたボランティア団体。不動産店や保証会社の紹介、住まいに関する相談などを多言語で受け付けている。
<http://sumasen.com/>

かわさきしがいこくじんきょういুকきほんほうしん たぶんかきょうせい しやかい 川崎市外国人教育基本方針 — 多文化共生の社会をめざして —

1986(昭和53)年に「川崎市在日外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育」が制定されたが、その後、新しく来住する外国人市民の増加や国際的な人権保障の潮流等を踏まえ、1998(平成10)年に「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして」と改定された。

川崎市外国人市民代表者会議

本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、共に生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、1996(平成8)年に条例で設置した。公募による2年任期の代表者26名以内で構成される。市長は報告又は意見の申出があったときは、これを尊重することが条例でうたわれている。第1期から第13期までに出された55の提言は、担当する局が決められ、提言に即した施策の推進が図られている。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市居住支援制度

アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際に、外国人等で保証人が見つからない場合に、市と協定を結んだ保証会社が、家賃滞納などの金銭的な保証を行う制度

家賃の支払いや入居後の病気、事故などの家主がいただく不安を軽減し、入居機会の確保と安定した居住継続を支援する。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000017768.html>

川崎市国際交流センター

国際交流の拠点施設として1994(平成6)年に開館し、ホールや会議室等を利用できるほか、ホテルを併設している。多言語の図書・資料が豊富にあり、国際交流に関わる各種イベントも開かれている。また、2019(令和元)年に多文化共生総合相談ワンストップセンター(外国人窓口相談)を開設している。(川崎市中原区木月祇園町2-2)

川崎市国際施策推進プラン

グローバル化が加速し社会経済状況が大きく変化する中で、本市が持続的に発展するための基本的な考え方を明確化するとともに、様々な分野にわたる国際施策を総合的に推進するため、2015(平成27)年10月に策定

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、2019(令和元)年12月16日に制定し、2020(令和2)年7月1日に全面施行した。主に「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」について定めている。

川崎市自治基本条例

市民自治の確立を目的として、本市における自治の基本理念と自治運営の3つの基本原則を定めている。2005(平成17)年4月施行。本条例で定義する「市民」は、地方自治法に定める「住民」として、市内に住所を有する外国人市民を含むと説明されている。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/38-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市住宅基本条例

市民のゆとりある住生活の安定向上と福祉の増進を図るため、2000(平成12)年4月に施行。高齢者、障害者、外国人であることを理由に民間賃貸住宅への入居の機会が制約されてはならないこと、入居に際して必要な保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続支援制度の整備等を定めている。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/24-4-2-6-1-0-0-0-0-0.html>

川崎市人権施策推進基本計画(人権かわさきイニシアチブ)

2000(平成12)年にすべての市民が等しく人間として尊重されることをあらゆる施策の基本として、人権施策を総合的に推進するための基本方向を示した「川崎市人権施策推進指針」を策定後、2007(平成19)年に「川崎市人権施策推進基本計画」を策定。その後、2015(平成27)年に「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定し、2019(令和元)年の「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定を受け、2022(令和4)年に新たに策定

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000138993.html>

かわさきしちいきにほんごきょういくすいしんほうしん 川崎市地域日本語教育推進方針

2019(令和元)年6月に公布された「日本語教育の推進に関する法律」において、地方公共団体には地域の状況に応じた施策の策定、実施に努めることが責務として定められ、「多文化共生社会」の実現に向けて本市でも外国人市民の現状や日本語教育に関する実態及び課題を改めて整理し、本市の実状に応じた取組を総合的かつ効果的に推進するために、その基本的な考え方や方向性を示すものとして方針を2024(令和6)年3月策定

かわさきし 川崎市ふれあい館

1988(昭和63)年、日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、同じ川崎市民として子どもからお年寄りまで相互のふれあいをすすめるためにつくられた。「桜本こども文化センター」としての児童館機能と「ふれあい館」としての社会教育機能を併せ持つ施設で川崎市が設置した。社会福祉法人青丘社が指定管理事業者として、運営を行っている。民族文化についての講座や各種行事を行っているほか、会議室・文化交流室などの利用もできる。(川崎市川崎区桜本1-5-6) <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030095.html>

かわさき多文化共生プラザ

外国人市民が多く住む市南部において、外国人市民が安心・安全に生活するために必要な情報や行政サービスを円滑に提供し、取り残すことのない外国人の相談支援体制を構築するため、川崎市役所第3庁舎に新たに拠点を設置(令和6年度開設予定)

こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゅうきょうかい 公益財団法人川崎市国際交流協会

市民レベルの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現をめざすことを目的として、1989(平成元)年に設置された。現在は、川崎市国際交流センターの管理運営も行っている。
<http://www.kian.or.jp/>

こくさいきょうしつ 国際教室

日本語指導が必要な児童生徒に、日本語の能力を高める指導や日本語の能力に応じた各教科等の指導などを実施する教室のこと。一定数以上の対象児童生徒がいる学校に教員等が加配され設置される。一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を実施している。

さいがいじたげんごしえんせんたー 災害時多言語支援センター

災害時における情報等の翻訳や相談・問合せ等への対応などの外国人市民支援を円滑に行うため、設置される組織。本市と国際交流センター指定管理事業者が協定を締結し、「災害時多言語支援センター」の設置に関し、必要な事項を定めている。

さいがいじょうえんごしやひなんしえんせいど 災害時要援護者避難支援制度

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者が事前に名簿登録申込みを行い、本市が地域の支援組織に名簿を提供し、地域において避難支援体制づくりを行う制度

さいげんがいこくじんとうとくべつほしゅうせいど 在県外国人等特別募集制度

神奈川県内の公立高校の一部で、「在県外国人等特別募集」を行っている。志願資格は、入国後の在留期間が通算6年以内の外国籍を有する者(難民として認定された者を含む。なお、日本国籍を取得して6年以内の者も外国籍を有する者とみなす。)となっている。(2023(令和5)年現在)

さいにちがいこくじんぼしほけんさーびすじぎょう 在日外国人母子保健サービス事業

1990年代から保健所で実施する乳幼児健診に外国人母子の来所が増えたことから、市内在住の外国人市民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、外国語版母子健康手帳の無料配付、並びに保健所が実施する事業への通訳ボランティアの派遣、外国人母子育児教室、保健師による訪問等を行っている。

自主防災組織

地域住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」ために立ち上げる組織のこと。平常時には災害に備えた取組を実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための応急活動を行う。

市職員採用の国籍条項

本市では1992（平成4）年以降、国籍を問わない「経営情報」「国際」などの職種を一般事務職に設けていたが、1996（平成8）年の試験から、消防職を除いて国籍要件を撤廃した。採用後の任用については、庁内では市の事務事業を3,509の職務として整理しており、採用した外国籍職員は、それらのうち「公権力の行使」及び「公の意思形成」に携わらないと判断される職務に任用している。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

参考出典 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

出入国管理及び難民認定法

日本国への出入国、日本に在留する外国人の許可要件や在留資格制度と難民認定制度を定めた法律

人権オンブズパーソン

2001（平成13）年度に条例で設置され、翌年、事業を開始した。子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権侵害について、簡易に安心して相談や救済の申立てができる。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/59-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

制度的無年金者

国民年金は1981（昭和56）年の「難民の地位に関する条約」への加入を契機として、1982（昭和57）年から国籍要件が撤廃されたが、その時点で国民年金の年齢要件を満たさない人は加入することができなかった。そのため、本市独自事業として外国人高齢者福祉手当、外国人心身障害者福祉手当を該当者に支給している。

総合教育センター

川崎市教育委員会の総合的な研究・研修・相談機関。（川崎市高津区溝口6-9-3）<https://kawasaki-edu.jp/>

脱退一時金制度（国民年金/厚生年金）

日本で年金に加入していた外国人が、帰国するために年金から脱退する場合、6か月以上保険料を納めた人は帰国後2年以内に請求すれば「脱退一時金」を受け取ることができる。支給額は被保険者でいた期間によって異なるが、被保険者期間が3年以上の場合は一定額となる。

多文化共生総合相談ワンストップセンター（外国人窓口相談）

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う国の総合的対応策とともに、多文化共生社会の実現に向けた取組として、川崎市国際交流センターに設置されている外国人相談窓口を拡充して、外国人市民に対して情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口を2019（令和元）年に開設した。

多文化共生ふれあい事業（旧民族文化講師ふれあい事業）

外国人市民等に、学校の授業等において自らの民族文化や国等について講義や実演をしてもらうことで日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、文化の相互尊重と多文化共生社会を築く意識や態度を育むことをねらいとする事業。1997（平成9）年度から講師派遣を行っていた「民族文化講師ふれあい事業」を、2021（令和3）年に改称したもの

ちほうさんせいけん じつげん 地方参政権の実現

がいこくじん ちほうさんせいけんは、もつぱらくに りつぽうせいさく にかか ことがら さまざま かんが いけん があることなどを踏まえ、外国人の地方参政権は、専ら国の立法政策に関わる事柄であるが様々な考えや意見があることなどを踏まえ、2023(令和5)年度の改定時点で、国の動向等を注視している状況である。今後、国において様々な議論等が進んだ場合は、必要に応じて他自治体とも連携し、国に働きかけることを検討していく。

ちゅうごくきこくしゃ 中国帰国者

だいにじせかいたいせんまっきおよ いこう こんらん へごしや せいべつ りべつ ちゅうごく のこ にほんじん ちゅうごく 第二次世界大戦末期及びそれ以降の混乱により、保護者と生別あるいは離別し中国に残された日本人(「中国残留孤児」「中国残留婦人」など)のうち、日本に帰国した人たち。1972(昭和47)年の日中国交正常化を受け、1973(昭和47)年から国費負担による日本への帰国の道が開かれた。

とくていぎのう 特定技能

こくないじんざい かくほ こんなん じょうきょう さんぎょうぶんや いついてい せんもんせい ぎのう ゆう がいこくじん う い 国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れられることを目的として2018(平成30)年に可決・成立した改正出入国管理法により新たに創設された在留資格。1号と2号があり、2号のほうがより専門的な技能が必要とされている。

とくべつえいじゅうしかく 特別永住資格

だいにじせかいたいせんまっきおよ くに にほん きよじゅう きゅうしよくみんちん たいわんおよ ちょうせん しゅつしんしやおよ しぞん あた 第二次世界大戦終結以前から日本に居住する旧植民地(台湾及び朝鮮)出身者及びその子孫に与えられる在留資格。1952(昭和27)年のサンフランシスコ平和条約の発効により、旧植民地出身者及びその子は日本国籍を失ったが、出入国管理令による在留資格で該当するものはなかったため、「別に法律で定めるところにより、(中略)引き続き本邦に在留することができる」とされた。その後、1965(昭和40)年の日韓地位協定により「協定永住」が生まれたが、それは「韓国籍」だけだった。1991(平成3)年「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により、1992(平成4)年に「特別永住者」に一本化された。

どめすていっく・ぼいおれんす DV(ドメスティック・バイオレンス)

はいごうしか こうさいあいてどう ぼうりよく せいしんてき せいとき けいざいてきぼうりよく ふく い ざいりゅうしかく ふあんでい 配偶者や交際相手等からの暴力(精神的・性的・経済的暴力なども含む)を言う。在留資格の不安定さや異文化に対する偏見から、外国人市民がDVを受けた場合、被害が深刻化しやすい。なお、市では、DV被害者等の緊急一時保護施設の運営を支援している。 <http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000001084.html>

にほんごしどうとうきょうりよくしや ほけんせいど 日本語指導等協力者の派遣制度

1988(昭和63)年度から事業化され、初期段階の日本語習得のための協力や適応のための相談として、母語が話せる日本語指導等協力者を派遣していた制度。2020(令和2)年に委託事業による日本語指導初期支援員の配置、日本語指導巡回非常勤講師の配置、国際教室の設置へと指導体制を拡充した。

にほんごしどうしよきしえんいん 日本語指導初期支援員

日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応と日本語指導の初期段階を支援するための支援員のこと。委託事業により、児童生徒の母語を話せる支援員を各学校に配置している。

にほんごしどうじゅんかいひじょうきんこうし 日本語指導巡回非常勤講師

日本語指導が必要な児童生徒が少数在籍する学校について、巡回指導を行う非常勤講師のこと。一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を実施している。

ぼご ぼぶんか 母語・母文化

ぼご とは、人が生後に母親やその他自分の属する言語社会の成員との接触により自然に獲得する言語を言う。母語教育は、家族の結びつきを強める上でも、出身国の文化である母文化を継承し文化的アイデンティティを形成するためにも重要であるといわれている。また、第二言語としての日本語を習得する上で、抽象的・論理的思考を形成するために体系的な母語教育が必要であるとの学説もある。

母子健康手帳の副読本（多言語）

厚生労働省令に基づく母子健康手帳の記録ページを、外国語〔英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語〕と日本語の2か国語で併記したものの。公益財団法人母子衛生研究会発行

ピクトグラム

主に交通機関や公共施設などで使用される視覚記号（サイン）。一見してその表現内容を理解できることから、言語の制約を受けることのない情報提供手段として、利用が広がっている。

例)



（広域避難場所）



（進入禁止）



（飲めない）

夜間学級

市内唯一の夜間学級が西中原中学校にある（昭和57年開設）。市内在住・在勤、15歳以上で義務教育未修了者等が対象。年間を通じて募集を行っている。

〈やさしい日本語〉

普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすい日本語のことで、子どもや高齢者、障害のある人にも有効とされている〈やさしい〉には、〈易しい（簡単）〉と〈優しい（相手を思いやる）〉という2つの意味が込められている。2020（令和2）年8月に、出入国在留管理庁・文化庁が「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定・公表したことを受け、本市でもこれまでの本市の取組で蓄積されてきた知見を踏まえ2021（令和3）年3月に「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を策定し、2023（令和5）年3月に第2版に改訂

かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんしん
川崎市多文化共生社会推進指針

2023 (令和5) 年度改定

2024 (令和6) 年3月

かわさきししみんぶんかきょくしみんせいかつぶたぶんかきょうせいすいしんか
川崎市市民文化局 市民生活部多文化共生推進課

〒210-8577 かわさしかわさきくみやもとちょう ばんち
川崎市川崎区宮本町1番地

Tel 044-200-2846

Fax 044-200-3707

e-mail 25gaikok@city.kawasaki.jp

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市